

平成20年第3回美祢市議会定例会会議録(その4)

平成20年12月19日(金曜日)

1.出席議員

1番	馬屋原 眞 一	2番	岡 山 隆
3番	有 道 典 広	4番	高 木 法 生
5番	萬 代 泰 生	6番	三 好 睦 子
7番	山 中 佳 子	8番	岩 本 明 央
9番	下 井 克 己	10番	河 本 芳 久
11番	西 岡 晃	12番	荒 山 光 広
13番	柴 崎 修一郎	14番	田 邊 諄 祐
15番	山 本 昌 二	16番	布 施 文 子
17番	佐々木 隆 義	18番	原 田 茂
19番	村 上 健 二	20番	大 中 宏
21番	南 口 彰 夫	22番	安 富 法 明
23番	徳 並 伍 朗	24番	竹 岡 昌 治
25番	河 村 淳	26番	秋 山 哲 朗

2.欠席議員

な し

3.出席した事務局職員

事務局 長	重 村 暢 之	係 長	佐 伯 瑞 絵
係 長	佐々木 昭 治	企 画 員	田 畑 幸 枝

4.説明のため出席した者の職氏名

市 長	村 田 弘 司	副 市 長	林 繁 美
総 務 部 長	波佐間 敏	総 務 部 次 長	田 辺 剛
総合政策部長	兼 重 勇	市民福祉部長	阿 野 繁 治
病院事業局長	藤 澤 和 昭	建設経済部長	伊 藤 康 文
総合観光部長	山 縣 博 行	総 務 部 長	羽 根 秀 実
総合政策部 企画政策課長	佐々木 郁 夫	総 務 課 長	羽 根 秀 実
建設経済部 農 林 課 長	中 村 弥寿男	市 民 福 祉 課 長	山 根 和 彦
		教 育 長	福 田 徳 郎

教 育 委 員 会 事 務 局 総 務 課 支 所 長 上 下 水 道 課 長 監 査 委 員 長 農 業 委 員 長 市 民 福 祉 部 長 高 齢 障 害 課 長	國 舛 八千雄	消 防 長	金 子 正 治
	坂 本 文 男	秋 芳 總 合 長 支 所 長	小 田 村 治 久
	矢 田 部 繁 範	代 表 監 査 委 員	三 好 輝 廣
	井 上 真 知 子	会 計 管 理 者	久 保 毅
	古 屋 安 生	市 民 福 祉 部 生 活 環 境 課 長	福 田 和 司
	山 田 悦 子		

## 5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 8 号 美祢市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 9 号 美祢市心身障害児（者）福祉施設の設備及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 10 号 美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 11 号 美祢市農業近代化資金助成条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 12 号 美祢市農林業施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 13 号 美祢市営土地改良事業の分担金賦課徴収条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 14 号 美祢市非補助土地改良事業の利子補給に関する特別措置条例及び美祢市県営ほ場整備事業分担金の利子補給に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 15 号 美祢市営住宅条例及び美祢市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 16 号 美祢市病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 11 議案第 2 号 平成 20 年度美祢市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 12 議案第 3 号 平成 20 年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第 4 号 平成 20 年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第

1号)

日程第14 議案第 5号 平成20年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正  
予算(第1号)

日程第15 議案第 6号 平成20年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算  
(第2号)

日程第16 議案第 7号 平成20年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算  
(第1号)

日程第17 議案第17号 美祢市土地開発公社定款の変更について

日程第18 議案第19号 美祢市国民健康保険条例の一部改正について

日程第19 議員派遣について

日程第20 議員提出意見書案第3号 「汚染米」の食用への転用事件の全容解  
明と徹底回収、外米(ミニマムアクセス  
米)の輸入中止を求める意見書の提出に  
ついて

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前10時00分開議

議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

事務局長（重村暢之君） 御報告いたします。

本日、机上に配付してございますものは、議事日程表第4号、議案付託表、議員派遣一覧、以上3件でございます。

御報告を終わります。

議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、萬代泰生議員、三好睦子議員を指名いたします。

お諮りいたします。この際日程第18、議案第19号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを、会議規則第21条の規定により日程の順序を変更し先議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程第18、議案第19号を日程の順序を変更し先議することに決しました。

日程第18、議案第19号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。村田市長。

〔市長 村田弘司君 登壇〕

市長（村田弘司君） 本日提出いたしました追加議案1件について御説明申し上げます。

議案第19号は、美祢市国民健康保険条例の一部改正についてであります。このたびの改正は、健康保険法施行令の改正に伴い所要の改正を行うものであります。

近年、出産において、通常の妊娠・分娩にもかかわらず脳性麻痺等の障害が残り、医療機関等に対する訴訟がふえているところであります。このため国において、保険制度として、産科医療保障制度を平成21年1月に創設することになり、この制度の保険料が1分娩当たり3万円とされておることから、出産費用の上昇が予想さ

れるため、出産育児一時金を3万円を上限として引き上げるものであります。

また、葬祭費について、健康保険法では資格喪失後3カ月以内に被保険者であった者が死亡した場合には埋葬料が支給されますが、国民健康保険においても葬祭費が支給され、二重給付となる場合がありますので、本条例に併給禁止の規定を設けることにするものであります。

なお、出産育児一時金については、平成21年1月1日、葬祭費については平成21年4月1日から施行することとしております。

以上、提出いたしました追加議案1件について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより議案の質疑に入ります。

日程第18、議案第19号美祢市国民健康保険条例の一部改正についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

只今議題となっております議案第19号は所管の委員会へ付託いたします。

この際、暫時休憩をいたします。この間に教育民生委員会の開催をお願いいたします。

また、教育民生委員会終了後、議員全員協議会を開催いたしますのでよろしく御協力のほどお願いいたします。

午前10時05分休憩

.....

〔全員協議会〕

.....

午前11時00分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き会議を開きます。

日程第2、議案第8号から日程第18、議案第19号までを会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

本件に関し、常任委員長の報告を求めます。建設観光委員長。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 登壇〕

建設観光委員長（佐々木隆義君） 只今より建設観光委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案7件につきまして、去る12月4日、委員全員出席のもとで審査をいたしましたので、その審査の経過と結果について御報告を申し上げます。

まず、議案第11号美祢市農業近代化資金助成条例の一部改正について御報告を申し上げます。

執行部より、当該条例一部改正の理由について、昨今の金融情勢や経済情勢の急激な変化に対応するため、現行条例規則において規制している償還期限、据置期間、貸付利率等の上限に関して要項を規定することができるように条例の一部を改正するものであると説明を受けました。

本議案につきましては、質疑を求めても質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく、全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号美祢市農林業施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正について御報告を申し上げます。

執行部より、単独災害復旧事業の制度において、一市二町の間で差異があったことから、合併協議により、新市において調整することが確認されているところであり、現行の制度内容では旧美祢市では市が施工し、分担金として受益者より徴収する方法。旧美東、秋芳地区では受益者が工事を施工し、行政が補助金を交付する方法で、この二つの方法を補助金方式に統一するための一部改正であるとの説明を受けました。

質疑において、委員より、受益者が施工するといっても、受益者本人が施工したものに補助金を交付するのか、あるいは受益者が市の登録業者をお願いしたものに交付するのかとの問いに対し、執行部より、受益者個人では施工がなかなか難しいと思う。従って、専門業者、登録業者で施工というふうに考えているとの答弁でありました。

本議案につきましては、そのほか質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号美祢市営土地改良事業の分担金賦課徴収条例の一部改正について御報告を申し上げます。

執行部より、この議案についても、土地改良事業の分担金の徴収において、美祢地区と美東、秋芳地区でそれぞれ違った方式で実施している。新市で調整されていることから、議案第12号と同様に補助金方式に統一するための一部改正であると説明を受けました。

本議案についても、質疑を求めても質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号美祢市非補助土地改良事業の利子補給に関する特別措置条例及び美祢市県営ほ場整備事業分担金の利子補給に関する条例の一部改正について御報告を申し上げます。

まず、執行部より、この二つの条例改正案は、関係上部機関の法律改正に伴う条文整備であるとの説明でありました。

本議案につきましても、質疑を求めても特に質疑、意見もなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号美祢市営住宅条例及び美祢市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正について御報告を申し上げます。

執行部より、公営住宅における暴力団排除の動きが全国的に広まっており、美祢市においても、美祢警察署との暴力団対策の協議が整ったことからこの条文整備するものであり、また、本条例は交付の日から施行することとなっておりますので、今後、美祢警察署と協定書を交わすこととなるとの説明を受けた後、委員に質疑を求めました。

委員より、ここで言う暴力団の定義は指定暴力団のように組織に入っている現役の者をいうのか、また組織に入っていない者でも暴力団員として認める場合もあるのかとの問いに対し、執行部より、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に定める者が当該者と認識しており、疑いのある者については警察に照会し、それをもって運用したいとの返答であり、引き続き委員より、世帯主はよかったが、家族として後に入ってきた者の中にそれらしき者がいたときはどのように判断するのかとの問いに対し、執行部より、同居の承認、入居者の変更があれば届け出があります。さきに説明した手順により十分把握することができるものと思っているとの答弁でありました。

本議案につきましては、そのほかに質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議な

く全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成20年度美祢市一般会計補正予算（第3号）について御報告申し上げます。

執行部より、人件費に関する項目は省略とし、まず、農業振興費補正額420万8,000円については、美東町の農事組合法人九瀬原の活動を支援するものであること。農地費補正額889万8,000円の主なものは、元気な地域づくりプロジェクト支援交付金事業で、美祢地区の祖母ヶ河内、秋芳地区の鍛冶屋の2カ所のは場整備事業に係る予算の組み替えと、秋芳町門村地区の用水路整備の計画変更に伴う増額補正であること。引き続き商工費につきましては、道の駅「おふく」の指定管理委託料1,819万6,000円について、平成18年に庁内協議会において、灯油代金が10%を超えた部分については、その超えた部分を指定管理者委託料として給付することが確認されており、このことについての燃料使用料に関する資料の提出が、さきの本会議で議員より求められていたため、その提出資料、道の駅「おふく」、トロン温泉及び温水プールの3施設の一覧表に基づきそれぞれ説明を受けました。

また、観光経費施設整備事業費1,350万円について、本件は灯油代高騰に伴うランニングコストの軽減を図るため、排湯熱交換器2基を新設するもので、これに関する配置図等説明を受け、排湯熱交換器設置の予想結果について、源泉が25度であり、この排湯熱回収システムを通せば33度まで上がる。8度上がれば熱量換算にして149万6,000キロカロリーとなり、灯油1リットルのカロリーを6,000カロリーと計算すると、掛け流しで1日250リットル、足湯で40リットル、計290リットルの灯油が節約できる。これを1リットル当たり90円で換算すると一日当たり2万6,100円、1カ月で78万3,000円、年間で939万6,000円の節約効果となり、ランニングコストの低減に大きくつながると説明があり、また、災害復旧費補助額355万円についても、今年8月23日の豪雨被害で農地9件、農業用施設5件の復旧費であるとの説明でありました。

それでは、質疑、意見の内容について御報告を申し上げます。

委員より、トロン温泉と温水プールはA重油であるが、単価に相当の差があるが、これには何か理由があるのかとの問いに対し、執行部より、給油方法の違いでトロン

ン温泉では道路から橋を渡って施設があるため、大型タンクローリーが入らないため、一たん販売所が受け入れ、1トン給油車で搬入していることも単価に差が生じている原因と理解しており、インタンク方式も今後検討していかなければとのことであります。

引き続き、委員より、本日提出資料中記載の調整額で、灯油の値段とは関係のない補正が上がっているがとの問いに対し、執行部より、指定管理申請書が提出されたときの見積もり単価、積算単価が65.1円であり、税額620万円で、これの10%増となると71.61円となり、この71.61円を超えた部分6.09円が補正額の19万6,000円となり、これを計上したものである。1リットル当たりの単価が下がれば指定管理料も下がるものと理解しているとの返答でありました。

また、委員より、道の駅について、赤字が重なれば一般会計から繰り入れをするとなると、旧美東町方式では土地を貸して道の駅関係者が手数料として町に納入している方式で、これであれば町の負担は生じなかったわけで、今後この方式も考える時期が来るのではないか。

また、農地の土地改良事業について、鍛冶屋地区の暗渠排水工事を施行すると聞いているが、その施工方法について聞きたいとの問いに対し、執行部より、おふく道の駅は地域の活性化等情報発信基地として建設し、第三セクターに委託運営しているが、指定管理者期間が今年度を含めて3年間あり、経営利益が黒字となるように努力をしていきたいとの返答。

また、村田市長より、おふく道の駅は厳しい状況にあり、経営検討委員会等関係組織にいろいろ検討させ、道の駅スタッフも含めて全力で経営改善に取り組むことを約束させている。

従って、今指定管理も美祢観光株式会社に指定管理をさせているということで公募をかけていない。今後3年間を見て、抜本的な改革が必要とあれば、その時点で考えていきたいとの答弁でありました。

また、鍛冶屋地区工事については、執行部より、暗渠排水の施工方法は土質が粘土質のため、バラスを敷き土管を設置する方法をとったとの答弁でありました。

委員より、担い手農地集積高度化促進事業は今後も続くのかとの問いに対して、執行部より、この事業は平成19年度より国の事業としてスタートしたもので、今

後も継続されるかどうかについては現在確たる情報に接していないとの答弁で、引き続き委員より、元気な地域づくり事業について、確定業務委託料は基準点がふえたためとの説明であったが、いま一度の説明を求めたのに対して、執行部より、当初63点の基準点を計画していたが、国土地理院との協議において、28点の増加を余儀なくされたためとの答弁でありました。

また、委員より、道の駅について、燃料費の高騰のため公的資金を導入することだが、今後も営業赤字が出れば公的資金を導入するのか。公共事業であるから余りもうけてもいけないとも言われたが、会社としての利益を上げるべきで、市長は市民の福利厚生的な考え方にも立っておられるかとの問いに対して、村田市長より、道の駅の基本的なあり方は地場の農業振興費、雇用の創出、観光基地としての情報発信機能と大きくこの三つの機能を公的に持つ施設として、農水省の国庫補助金が入って設立した事業であり、従って、地元の商店に影響を及ぼすことがあってはならないということからもうけ過ぎてはならないと申し上げた。公的資金を使ってもうける仕組みをつくるならば、利益を上げようと思えばやれないことはないが、それは避けるべきで、今回の場合は灯油の異常な乱高下によるもので、赤字だからといってただ資金を注入することはしないとの答弁でありました。

また、委員より、福利厚生がどのイメージで責任者がいたのであれば会社は成り立たない。株式会社という格好をとるのであればもう少ししっかりした考え方で運営されたいとの発言に対し、村田市長より、農協からも出資をお願いしており、市としても毅然として、経営の右肩上がりになるよういろいろな策を労している。時々経済情勢、社会情勢によって投資をしており、このことが温泉を循環型から掛け流しにも変えたが、熱量のむだが生じたとのことで、排湯熱交換器を導入したが、まだまだ努力する点も多くあろうが、気合いを入れて対処していきたいとの答弁でありました。

本議案については、そのほか質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成20年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）について御報告を申し上げます。

執行部より、今回の補正は、主として景清洞トロン温泉のボイラー使用の重要高騰による燃料費不足による補正であるとの説明でありました。本議案につきまして

は、質疑、意見もなく、採決の結果、全員異議なく全会一致で原案のとおり可決されました。

以上、本委員会に付託された議案7件につきましては、すべて可決され、引き続き委員各位にその他の発言を求めたところ、委員より、旧美祢市ではボランティアで市道の管理をしていたが、秋芳町と美祢市ではやり方が違うように聞いている。今後秋芳町方式をとられるかとの問いに対して、村田市長より、旧秋芳町では地元のほうが管理をし、そこに助成金を交付するやり方ですが、限界集落を維持するため、どのような方策をとったらよいか十分検討していきたいとの答弁でありました。

また、委員より、用水路を補修する場合、個人負担は3割であったが、最近は7割負担ぐらいになっているが、予算の関係上、以前に申請したものは3割負担でよいのかとの問いに対し、執行部より、関係条例附則規定により御質問のとおりとなるとの返答でありました。

また、委員より、申請書等書類を出した後の取り扱いについて、どのようになったかその返事が遅い、速やかな対応をとられたいとの、について、執行部より、速やかに対応することは当然で、文書対応マニュアルを作成し、市民に迷惑をかけないようにしたいとの返答でありました。

また、村田市長より発言があり、小郡萩高規格道路のインターチェンジの名称について、仮称、美東ジャンクションを美祢東ジャンクションに、仮称、南秋吉インターチェンジは秋吉台インターチェンジに変更し、十文字・大田・絵堂の3インターチェンジはそのままの名称とすることで、県土木事務所に意見書を提出したいとのことでありました。

以上をもちまして、建設観光委員長の報告を終わります。

〔建設観光委員長 佐々木隆義君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 建設観光委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、建設観光委員長の報告を終わります。

続いて、総務企業委員長の報告を求めます。総務企業委員長。

〔総務企業委員長 荒山光広君 登壇〕

総務企業委員長（荒山光広君） おはようございます。只今より総務企業委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案6件について、去る12月8日に委員会を開催し、委員全員出席のもとで審査いたしました。

開会に先立ちまして、去る11月11、12日の両日、滋賀県高島市の病院事業について、総務企業委員会の視察を行いましたのでその報告をいたしました。

それでは、審査の経過と結果について、その順に従って御報告申し上げます。

初めに、議案第8号美祢市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

執行部より、県費負担教職員の職務に専念する義務の免除につきましては、これまでは県の教育委員会が承認を与えておりましたが、本来、県費負担教職員の服務は市の教育委員会が担当することとされておりますことから、今後、市の教育委員会が承認することができるように所要の改正を行うものであり、第3条として、県費負担教職員に対する準用規定を加えるものであります。との説明がありました。

主な質疑について御報告申し上げます。

委員より、第3条について、任命権者とあるのを教育委員会と読みかえるということですが、これは基本的に任命権者というのはわからないから、今後、より明確にわかるようにするためにこの教育委員会という形になったということでもいいのかとの質疑に対し、執行部より、この条例の任命権者というのは市長を指しておりますが、この改正前の条例では県費負担教職員については適用できないということですから、県費負担教職員に対しても適用できるように、任命権者を教育委員会と読みかえる規定を追加するものであります。との答弁がありました。

また、委員より、任命権者が市長であるというのは固有名詞を指す。ところが、教育委員会というのは組織を指すのだが、その違いは何かあるのか。市長というのは一人で教育委員会というのは複数いる組織を想定している。任命権者というのは一般的に市長が職務の権限でという解釈がなされてきたが、複数いる教育委員会が任命権者としての権限を持つということになると抽象的になりはしないかとの質疑に対し、執行部より、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律というのがあります。この中で教育委員会が県費負担教職員の服務を監督するという規定がありますので、この条例の改正においても教育委員会という表現で追加しております。との答弁がありました。

その他の質疑、意見は省略いたしますが、本議案について、慎重審査、採決の結

果、全員異議なく全会一致にて可決されました。

次に、議案第16号美祢市病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について御報告申し上げます。

執行部より、現在本市では訪問看護事業として、訪問看護ステーション美祢及び美秋訪問看護ステーションの二つの事業所を設置、運営しておりますが、これら二つの事業所を来年4月1日をもって1事業所に統合集約することから、関係条例について所要の改正を行うものであります。

なお、改正の主な内容は、新たな事業所の名称を美祢市訪問看護ステーションとして、その位置を美祢市秋芳町秋吉5335番地1とするものであります。との説明がありました。

主な質疑について御報告申し上げます。

委員より、二つの事業所が一つになるわけですが、職員数がどのように推移するのか、また効果がどういう形で出てくるのか、それによってサービスが低下することがないかとの質疑に対し、執行部より、1点は費用的な効果ですが、二つの事業所にある管理部門の管理者の数が減ることによる人件費の削減という効果があります。現在、管理業務の中には実際には現場スタッフとしての業務にも携わっておりますので、計算上は0.5人程度の費用が減少され、300万円から400万円程度の削減になると考えております。もう1点は、今回の統合によるサービスの低下という御懸念ですが、現在それぞれの事業所のスタッフは大変少のうございしますので、何か急な事態のときに対応ができません。これらを1事業所に集約することによって、業務提供の日程やスケジュール等についても柔軟な対応が可能となりますので、市民の皆様に対しより質の高いサービスが提供できると考えております。との答弁がありました。

その他の質疑、意見は省略いたしますが、本議案について慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致にて可決されました。

次に、議案第2号平成20年度美祢市一般会計補正予算(第3号)について御報告申し上げます。

執行部より、本委員会所管事項の歳出について、まず総務費の総務管理費において、一般管理費の人件費で6月以降の人事異動等による調整等、特別職を含めましての補正を。同じく財産管理費で集中管理庁用車管理費としまして、燃料の高騰に

よる不足により37万2,000の増額補正を、同じく企画費で企画経費としまして美祢市総合計画の策定に関連した報酬と報償金の増額補正及び総合計画の策定作業に係ります委託料で入札減による補正をしております。

次に、選挙費において、市長選挙及び市議会議員選挙では立候補予定者を市長選挙に4名、市議会議員選挙に39名として当初予算に計上してはりましたが、実際の立候補者は市長選挙が4名、市議会議員選挙32名でありましたので、その不用額1,696万1,000円を、同じく農業委員会選挙費では、予定していた選挙が無投票となりましたので、告示までの準備に要しました経費以外の883万3,000円を減額補正するものであります。

次に、衛生費の病院費において、美祢社会復帰促進センター診療所費で美祢社会復帰促進センター診療所運営事業、歯科診療業務料を162万3,000円増額補正しております。これはセンターより、受刑者がふえたことで、歯科診療を週1回のところを2回にふやしてほしいとの要請があり、これに対応するための補正であります。との説明がありました。

続いて、歳入について、まず市税の市民税において、個人市民税で現年課税分所得割4,957万2,000円を追加、法人市民税で現年課税分法人税割5,936万4,000円を減額するものであります。同じく固定資産税において、現年課税分3,510万3,000円を追加するものであります。同じく市たばこ税において、531万7,000円を減額するものであります。同じく都市計画税において、現年課税分28万7,000円を減額するものであります。

次に、地方特例交付金においては、676万6,000円の減額、同じく地方税等減収補てん臨時交付金に401万2,000円を追加計上しております。これは、自動車所得税及び軽油取引税並びに地方道路の収入の減少に伴う平成20年度の減収を補てんするために新しく創設された交付金でございます。

次に、地方交付税において、今回財源調整のために普通交付税8,769万5,000円を追加するものでございます。

次に、国庫支出金の国庫補助金において、総務費国庫補助金として2,663万2,000円を計上いたしております。これは国の第一次補正予算に伴いまして、地域活性化緊急安心実現総合対策交付金として割り当てられたものでございます。

次に、国庫支出金の委託金において、美祢社会復帰促進センターの歯科診療に関

する歳入の増として、162万3,000円を補正するものであります。

次に、繰入金の基金繰入金において、財政調整基金繰入金で2億1,092万8,000円、豊かなまちづくり基金繰入金で1億円、減債基金繰入金で5,000万円の減額をそれぞれいたしております。

次に、繰越金において、前年度の純繰越金といたしまして2億2,508万8,000円を補正するものでございます。

次に、雑入において、総務雑入に100万円を計上しております。これは市長選挙におきまして、得票数が有効得票数の10分の1に満たなかった候補者の供託金でございます。

最後に、債務負担行為の変更について、総合計画の策定事業に係ります委託料として、入札減に伴いまして補正前620万円を補正後525万円としております。との説明がありました。

主な質疑について御報告申し上げます。

委員より、総務費の財産管理費で燃料費の補正が出てきますが、今回の補正で各会計にわたって原油の高騰にかかわる補正が多く出ております。商工費の道の駅の件で事前に説明を受けておりますが、契約で入札時の価格に比較して10%以上の変動が出た場合には、石油情報センターからの情報によってそれを判断するというのですが、一般会計に出てくる燃料費については、同じような考え方でいいのか。また、現状ではかなり原油の価格は下がっておりこれが本当に必要なのか。予算主義でやっているわけですから、これ以前のものがあるのなら6月とか9月の補正もあったのではないかと思うがとの質疑に対し、執行部より、入札の価格は石油情報センターの情報に基づいた金額を採用しております。今回の補正に伴います石油等の補正部分でございますが、10月1日現在の石油価格が推移しようとするということで今回の補正を起こしております。現実には11月1日の石油製品の単価でいいますと、17円30銭程度の下落の状況にございますが、今回補正いたしましたのは10月1日現在の価格で推移するものといたしまして計上しておりますので、単価の動向によりましては、下がれば補正額も下がっていく状況になると思っております。との答弁がありました。

さらに、委員より、入札によって業者を決めるということですが、業者さんによっては入札も落札価格よりも仕入れ値が高い場合があり、入札してもとれないとい

う状況があるという話を聞きます。スタンドの経営がなかなか厳しいというのは皆さん御存じだと思います。そういう状況の中で、行政が発注をする燃料ということになると、行政効率からすれば入札によって一番安いところにとというのは当然のことですが、業者の規模で仕入れ単価はかなり違うと思うので、そういうものもある程度配慮された上で、最低価格を設けた入札を行うべきではないかとの質疑に対し、執行部より、このような経済情勢になって、市内の小売業者が非常に厳しい状況に置かれています。商行為をしておられる業者さんも大事な我々の市民の一員でございます。燃料の入札については現在予定価格は持っているが、最低価格はないということで、大きなところが入ってきたときに、どうしても市内の零細業者が駆逐されるのではないかという御懸念だろうと思います。今言われましたことは前向きに検討させていただきたいと思います。との答弁がありました。

次に、委員より、入札制度について公共工事の悪い意味でのたたき合いになって、業者間のつぶし合いなどの弊害をなくすためにも、より適正な入札制度と物品の購入も含めたルールづくりが必要ではないかという議論の中で新市になって管理課が設置されています。この管理課の果たす役割と、どの程度まで権限を持って管理課は職務を遂行していくのかとの質疑に対し、執行部より、管理課の役割は主に工事と工事に係る委託業務についての業者からの指名願いの決定及び一定以上の額の工事の入札、工事検査ということです。現在のところは燃料を含む物品までは手をつけておりませんが、今後物品についても、業者からの指名願いを受け付けて、新市で統一的に入札するという体制を整えていく必要があると考えております。との答弁がありました。

さらに委員より、以前から公共工事で多額の不用額が出ており、それで地元の中小企業なり業者の方が成り立つのかということと、本来なら公共工事を発注する際に適正な価格として出しているものが低価格で落札されれば工事そのものが安心・安全かつ適正な工事として行われるのかという疑問から、最低価格も含めたきちんとした管理が必要だということですが、管理課でその辺のルールづくりが進んでいるのかとの質疑に対し、執行部より、現時点で工事もしくは工事に係る業務委託は私どもの管理課で総括しております。大きな工事が低価格で入札されるとなると疎漏工事にもつながります。現在美祢市の制度では66.7%から85%の間で設定しております。その中で最低という業者を選定して契約しており、疎漏工事につ

ながらないような仕組みをつくっております。これは工事にかかわるもので、物品については今のところ私どものほうでは扱っておりません。との答弁がありました。

その他の質疑、意見は省略いたしますが、本議案について慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致にて可決されました。

次に、議案第5号平成20年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について御報告申し上げます。

執行部より、これは河原及び別府終末処理場の処理行程中の装置の取り替えが必要となったため、農業集落排水事業施設管理費の需用費で、維持管理経費の修繕料774万9,000円を補正するものであります。歳入としまして、諸収入の雑入に消費税の還付金として286万7,000円を。繰入金に一般会計からの繰入金として488万2,000円をそれぞれ計上いたしております。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ774万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,030万7,000円とするものでございます。との説明がありました。

本議案については質疑、意見はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成20年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について御報告申し上げます。

執行部より、歳出において、6月の異動により職員が2名減となったため、簡易水道事業費の総務管理費において、職員人件費分1,057万6,000円を減額するものであります。

また、歳入においては前年度よりの繰越金458万8,000円を充当するとともに、一般会計繰入金において繰入金と職員人件費の減額分を合わせた額である1,516万4,000円を減額するものであります。その結果、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,057万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億753万2,000円とするものでございます。との説明がありました。

本議案に対する質疑は省略いたしますが、慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致にて可決されました。

最後に、議案第17号美祢市土地開発公社定款の変更について御報告申し上げます。

す。

執行部より、これは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴って、公有地の拡大の推進に関する法律が一部改正されたこと、さらに、土地開発公社経理基準要綱についても一部改正されたことを受け、美祢市土地開発公社の定款の一部を変更するものでございます。との説明がありました。

主な質疑について御報告申し上げます。

委員より、改正前の定款の20条で公社の資産は、基本財産及び運用財産とするところであったのが、この改正案では運用財産というのが全部消えています。公社の会計は企業会計で処理されていますが、その辺の表示の仕方はどうか、との質疑に対し、執行部より、ここでいいます公社の基本財産と申しますのは市が出資しております1,000万円が該当するものでございます。運用財産は、例えば一般会計からの繰入金の利息等の運用をするというものが考えられますが、現在はそういうことがございません。との答弁がありました。

本議案について、慎重審査、採決の結果、全員異議なく全会一致にて可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案6件についての報告を終わります。

続きまして、その他の項で、委員より、市役所から発送される文書について、発信先と担当者の名前、電話番号がないものがあると聞きました。これらの記載漏れがないようお願いしたい。との意見に対し、執行部より、市が発行します公文書につきましても、基本的には担当部署、担当者の氏名、連絡の電話番号等記載することとしておりますが、記載がなかったというものがありましたらそれは不備だったということでおわび申し上げます。今後はこういうことがないように必ずこれらを記載するように職員に徹底したいと思っております。との答弁がありました。

以上で総務企業委員会の委員長報告を終わります。

なお、本委員会は、閉会中といえども本委員会の所管にかかわる事項について、引き続き審査することを議長に申し出ておりますので、併せて御報告申し上げます。

〔総務企業委員長 荒山光広君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 総務企業委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、総務企業委員長の報告を終わります。

お諮りいたします。只今より総務企業委員長からの申し出のとおり、委員会の所管事項につきまして、閉会中も調査することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、委員会の所管事項につきましては、閉会中も調査することに決しました。

この際、暫時午後 1 時まで休憩をいたします。

午前 1 1 時 4 6 分休憩

.....

午後 1 時 0 0 分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育民生委員長の報告を求めます。教育民生委員長。

〔教育民生委員長 布施文子君 登壇〕

教育民生委員長（布施文子君） 只今から教育民生委員会の委員長報告を申し上げます。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました議案 5 件と本日付託を受けました 1 件につきまして、去る 1 2 月 5 日と本日 1 9 日、教育民生委員会委員全員出席のもと委員会を開催いたしました。その審査の経過と結果につきまして、審査の順に従い御報告申し上げます。

まず最初に、議案第 9 号美祢市心身障害児（者）福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを御報告いたします。

執行部より、このたびの改正は、美祢市地域活動支援センターさつき園を利用する方々の働く意欲の向上のためにサービス体系を地域活動支援センターから就労継続支援に移行し、施設の設置及び管理については障害福祉サービス事業所に行わせ、建物が一体である美祢市心身障害児デイケアセンターコアラハウスについても、一括管理することで経費の節減を図るとともに、地域活動支援センター美祢地区ひので作業所を、地域活動センターひのでに名称を変更し、新たに公の施設とする条例の一部改正を行うものであり、この条例は平成 2 1 年 4 月 1 日から施行するとの説明に対し、委員より、精神障害者保健福祉手帳の仕組みと市内の対象者数及び作業工賃を上げるための指導と努力についてはどのように考えておられるかとの問いに

対し、執行部より、精神障害者福祉手帳は精神障害者がサービスの提供を受けるための手帳であります。手帳保持者は122名おられます。工賃につきましては、今山口県工賃倍増計画が出され、障害年金と工賃を合わせて10万円を目標として、自立した生活ができるように計画が進められています。美祢市におきましてもさつき園を就労継続支援B型に変えることによって、工賃アップに向けて指導等を充実させようと考えております。との答弁がありました。

また、委員より、一般企業等への就職の機会をふやすことが望ましいが、その援助は行政として可能かどうか、現在までに市としてそのようなケースがあったか。また、行政サービスの中で就労の機会を提供することはできないかとの問いに対し、執行部より、施設で訓練を受けている方が一般企業に就職できるための支援については特に市としてはいたしておりません。ケースもありません。また、行政としては就労機会の提供として花壇整備等を発注しておりますが、今後は教育委員会関係の施設や保育所等環境整備など、全庁的な取り組みの中でピックアップしていかなければならないと考えております。との答弁に対し、委員より、地域支援センターあじさいとひのでは、就労支援B型のぴのきおと比較すると、収入・職員配置等で開きがあるが、障害者自立支援法に基づいて同じような対応ができないかとの問いに対し、執行部より、現在あじさいとひのでは地域支援活動支援センターであり、ぴのきおは就労継続支援施設で、経営や運営体制が異なっていますので比較は難しいと思います。との答弁に対し、委員より、あじさいとひのでも就労継続支援B型に今後移行することになるのか、ぜひB型に移行して自分たちも地域社会の一員だという夢と希望を与えるような行政執行をしていただきたい。との問いに対し、執行部より、現在のところ原則20人が就労B型の定員です。二つは在籍者10人のため移行は困難であると考えますが、今後の検討課題とさせていただきます。との答弁がありました。

以上、本議案に対しましては、慎重審査の結果、全員異議なく全会一致にて可決されました。

次に、議案第10号美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを御報告いたします。

この改正は、可燃ごみの収集運搬手数料について、現行50リットルの大と30リットルの小のほかに、新たに市民の方々のニーズによりまして、20リット

ルの特小を設定し、平成21年4月1日から施行するものであります。との説明がありました。

この議案に対する質疑は省略させていただきますが、本議案に関しましては採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成20年度美祢市一般会計補正予算（第3号）について御報告いたします。

本委員会では本委員会所管の補正について審議をいたしました。

主な質疑について御報告いたします。

委員より、燃料費高騰による補正が主なものであるが、市内にある二つの斎場のうち、船窪山は燃料費の補正が出されているがゆうすげ苑が出されていないのはなぜかとの問いに対し、執行部より、指定管理者によりますと燃料費は上っておりますが、他の費用と調整しこのたびは委託料の範囲で対応するとのこととあります。との答弁がありました。

委員より、カルストの湯について、管理が良好でない、またPRもできていない。燃料費を言うがままに出す必要はないのではないか。との問いに対して、執行部より、今後、管理の改善に努めます。燃料費については必要経費として認めていただきたい。看板等PRにつきましては本年度予算の中で協議をしていきたいと考えております。との答弁がありました。

委員より、社会福祉費の通所サービス補助金について、市外に通う方へも教育の機会均等の立場から予算化はできないかとの問いに対し、執行部より、通学費の補助につきましては、県内のうち美祢市も含めて11市が交通費の補助はいたしておりません。今後、上層部との協議が必要と考えております。との答弁がありました。

本議案に対しましては他に質疑はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成20年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御報告いたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ6,893万4,000円を追加計上し、予算総額を32億7,538万7,000円とするものであります。

本議案につきましては質疑、意見もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成20年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御報告いたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億4,745万4,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ27億2,726万9,000円とするものであります。との説明に対し、委員より、介護給付金の積立金の1億円について、これを基金として積み立てる根拠は何か。余剰金があれば何らかのサービスに回すべきではないかとの問いに対し、執行部より、介護保険については支出で余った分は準備基金積立金として積み立てることになっています。その積立金については保険料の給付費に入れることになっております。準備金の基本的な考え方は、第1号被保険者の保険料に対して3年間を一つのスパンと考え、3年間分をプールした中で次の第4期の計算をするときに充当して、保険料を計算していくという説明がありました。

次に、本日提案されましたこの1億円は失礼しました。先ほどのところをちょっと戻ります。保険料を計算していくという形となり、この1億円は未来永劫引っ張っていく基金ではありません。との答弁がありました。

本議案に対しましては他に質疑はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて可決されました。

最後に、本日付託を受けました議案第19号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを御報告いたします。

執行部からの説明につきましては、先ほど提案説明に沿った説明があり、その中で、産科医療補償制度の概要について御説明を受けましたので、その内容を申し上げますと、制度の目的は、分娩にかかわる医療事故により脳性麻痺となった子及びその家族の経済的負担を速やかに補償するとともに事故原因の分析を行い、将来の同種事故の防止に資する情報を提供することなどにより、紛争の防止・早期解決及び産科医療の質の向上を図ることを目的とした制度であります。

補償の仕組みは、分娩機関に妊産婦との契約に基づいて通常の妊娠、分娩にもかかわらず脳性麻痺となった者に補償金を支払うものであり、また分娩機関は補償金の支払いにより損害を担保とするため、運営組織、財団法人日本医療機能強化機構が契約者となる損害保険に加入するものです。

補償の対象は、普通の妊娠、分娩にもかかわらず脳性麻痺となった場合で、具体

的には出生体重が2,000グラム以上かつ在胎週数が33週以上であること。身体障害者等級1・2級相当の重症者であることで、先天性要因等に除外基準に該当するものを除きます。

また、出生体重、在胎週数の基準を下回る場合でも、在胎週数28週以上の者については個別審査をいたします。

補償金額は、3,000万円で一時金が600万円、分割金が20年間で2,400万円であります。

なお、保険料は、1分娩当たり3万円となっています。

以上が制度の内容です。

質疑について御報告いたします。

委員より、一律3万円ということであるが、これはどのように規定に盛り込まれるのか。また、お産をされた方全員にこの3万円が支払われるのか。また、身体障害者等級1・2級相当の重症者とのことであるが、等級の低い人への救済措置はどうなるのかとの問いに対し、3万円の規定については、規則において一律3万円を支払うという規定を設けるようにしております。

また、施行までにはすべての医療機関が加入されると考えておりますが、加入されている医療機関で出産をされた方すべての方に3万円を支給することになります。

また、この産科医療補償制度については1・2級程度に該当しない方については制度の対象にならないということです。との答弁がありました。

また、委員より、1月1日から施行されるが、このたび補正予算が出ていない。既定の予算内で対応できるのかとの問いに対し、執行部より、既定の予算内で対応できますので、このたびは補正の必要はありません。との答弁がありました。

本議案に対しましては、その他に質疑はなく、採決の結果、全員異議なく全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上、本会議に付託されました議案第6件についての報告をいたしまして、教育民生委員会の委員長報告を終わります。

〔教育民生委員長 布施文子君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 教育民生委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、教育民生委員長の報告を終わります。

続きまして、特別委員長の報告を求めます。産業振興対策特別委員長。

〔産業振興対策特別委員長 南口彰夫君 登壇〕

産業振興対策特別委員長（南口彰夫君） それでは、去る12日9日午前9時30分より行われました産業振興対策特別委員会の報告を行います。

この委員会につきましては、設立時より余りにも産業振興というテーマが美祢市の新市の現状を踏まえて広く、しかも深い課題であると。これを委員会として進めていくに当たっては、当初より委員の皆さんから出された意見としては、できる限り一市二町の合併の経過、またそれぞれの地域での産業の現状、こうしたものを把握していくことが今後委員会運営を円滑に進めることと併せ、その目的である産業振興の美祢市の発展の一助となっていくという大きな大儀、目的のもとにこれまでも委員会運営を進めてまいりました。このたびの委員会ではそうした中の一つとして、既に美祢社会復帰促進センターが融資をして2年目になっています。その美祢市との地元との矯正事業についての報告を受けました。で、この報告では社会復帰サポート美祢、常務取締役太田氏の出席のもとで現状報告をしていただきました。簡潔に申しますと非常に経済情勢の困難の中でも、あくまでもその社会復帰サポートということの趣旨を踏まえて地元との共生ということを貫いているといういった内容の報告がなされました。その後2番目の課題として、現在の経済情勢を反映した緊急の雇用、経済対策について、執行部なり美祢市の対応の現状について報告を受けました。担当課長より人材の育成を既に調査事業として進めており、また経済対策についても国や県の施策と合わせながら県に要望をしているという、いった内容の報告がなされました。

3点目に産業振興条例についてです。この産業振興条例につきましては、そもそも産業振興対策特別委員会の設置の最も大きな目的であります。これについては既に担当の総合政策部長、兼重部長みずから他の職員とともに先進地等である島根県の出雲市に赴いて調査活動を始めているといった内容の報告がなされています。この調査、報告を今後來年に向けた美祢市の総合計画に合わせ、それに生かしていく取り組みを進めているといった趣旨の報告がなされています。

さらに、4点目といたしまして、産業振興にかかわる観光事業の現状についてです。

観光事業につきましては、先だつての委員会でも他の特別委員会で観光の特別委

員会がありますので、あくまでも産業振興といった視点での観光事業の現状についてということで、総合観光課長のほうから山口県下の観光の現状、観光事業の現状と美祢市の実情といった点が資料を提出のもとに報告がなされています。

5点目に高規格道路十文字インターチェンジの開通と近隣付近の現状について議論をいたしました。で、この経過については、経過につきましては伊藤建設経済部長のほうより、既にインターが開通に向けて進められているが、近隣付近の現状については国や県との関係で協議を進めながら、必要な項目といたしまして十文字原開発及び美祢テクノパーク等への企業誘致についてという要望書を県に出している。「とりわけ山口県の産業振興及び県道の均衡ある発展のため、十文字原開発構想の推進及び美祢テクノパーク等への優良企業の誘致促進についての御支援と御指導を要望いたします。」といった要望に基づいて県と協議を進めているといったことが報告としてなされました。

その他、小委員会についてです。既にこの9月議会でバイオマス事業などにつきましても、それぞれの小委員会でより具体的に協議をしていくことが必要だと。また、小委員会ではそれぞれ地域にある各種団体の専門家等の意見も議長を通じて出席要望をするなど、議論を進めていくことが必要ではないか。こういう点が議論をされ、さらに、今後、産業振興という非常に現代経済情勢、政治情勢の中で厳しい課題であるが、引き続き委員の皆さんの協力をもって委員会運営を進めていこうということで、極めて充実した内容の委員会であったと思います。引き続き休会中であつたとしても必要に応じて委員会を開催し、また必要であれば調査、研究活動を議長にお願いをして続けていきたいということをお報告いたしまして、委員会の報告にかえささせていただきます。

以上です。

〔産業振興対策特別委員長 南口彰夫君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 産業振興対策特別委員長報告に対する質疑はありませんか。  
竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 今、委員長の報告の中に、一番最初にいわゆるSPC、矯正施設で実際に運営に当たる会社でありますけど、その太田さんをお呼びしてということでございました。その中で、昨今の経済情勢に非常に左右されない事業の一つという説明は確かに受けたわけですが、議会といたしましてもこの事業

につきましては、固定資産税が議会のほとんどの総意が固定資産税は減免する必要がないんじゃないかという中で、特に地元との共生ということで議会も理解を示して、ある一定の期間減免という形に可決をしたわけであります。

そこでお尋ねするんですが、たまたまっていいですか、特別委員会は市長が出席をされておられません。私はせっかくですね、矯正施設はそうした固定資産税等も減免しながら、地元の経済効果もさることながら、東京や都会でのノウハウを美祿の地元の業者にもひとつそれを教えていただいて、いわゆる人と企業を育てていただきたいと。これも大きな共生の一つだという位置づけで、私もかつて活性化対策特別委員長の時にも東京のほうに行ってお願いをしたりしてきた者の一人ですが、委員長にその辺の市長がどう考えておられるかっていうのはお聞きしてもわからんじゃろうね。

産業振興対策特別委員長（南口彰夫君） わからんことはないけどね。（笑声）

24番（竹岡昌治君） じゃあ、ちょっと市長がどう考えてるかお聞きしたいんじゃないけど、とりあえず委員長を通してお願いしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 南口委員長。

産業振興対策特別委員長（南口彰夫君） 市長がどのように考えているかということについては決してわからないわけではありません。しかしながら、私が答えたんじゃないあ極めて不正確だと思います。（笑声）ですから、議長の許可がいただければ市長みずから答えていただいほうがより正確だと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 特別に許可したいと思います。

24番（竹岡昌治君） はい。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 竹岡議員の御指名によりまして、通常市長が委員長報告のときに発言することはないと思いますけども、議長の御許可が出たということで、今御質問になった件につきまして、質問に答えるという形じゃあおかしいですから、私の所感という形で述べさせていただきたいと思います。

今特別委員会、さっき言われたように12月9日って言われましたかね。12月9日の特別委員会のときに、SPCの太田常務のほうから、いろいろこのSPC事業 PFIに基づくSPC事業の説明があったということでございます。

このSPCという言葉ですね。これはスペシャルパスカンパニーってということで、日本語に訳しましたら、通常は特定目的会社と言いますけれども、別に特別目的会社という位置づけがあります。これは当初法務省のほうがこのSPCスペシャルパスカンパニー、この美祢社会復帰促進センターについては特別目的会社として運営をさせるということがございました。じゃあこの特別という意味は何かということなんですが、民間の力を活用してもらって官が国が効率的この矯正施設を運営するということです。

で、その特別の中に私は結局この地域との共生、地域の振興に係るものが含まれておるとい根本的なものがあるというふうに思っております。

ですから、先ほど言われたね。委員長が言われましたが、社会復帰サポート美祢ですね。このSPC事業体として、これセコムが幹事会社ですが、この目的の中に、特別な目的の中に、地域との共生、それから地域の振興に導くものっていいですか、そういうものを含めた形でこの民間の力を使ってこの美祢社会復帰促進センターを健全に、健全に運営をするということがあろうかと思っております。

それと法務省は、この施設を当初立ち上げるときに、これ日本で初めてのPFI。ですから民間活用型の施設ということで、その中の基本方針に、大きく大前段に地域との共生、それから地域の発展に基づくことに寄与するということがございます。

ですから、このPFIで民間が今これやっておりますけれども、あくまで混合型施設運営ということですが、最終的なサービスの主体というのは官にあります。国にあります。そして、その行政としての責任も国にあります。

ですから、国に対しても私はこの地域共生、それから人材の育成を含めたもの、強く言っていく必要がありますし、それを受けて必ずこのSPCたる社会復帰サポートに、これも同様の意識を持っておられる形で先日の特別委員会で話されたというふうに私は思います。そういうお話じゃあなかったですかね。私は当日特別委員会に出席をしておりませんのではっきりしたことがわかりません。

あと、それこそ今、MYTがとっておられるけれども、MYTでちょっと見させていただきましたけれども、その場におりませんので本当のその空気っていうのが読めておりません。しかしながら、その意識を持って恐らくしゃべられたと思います。

ですから、私は、もちろん国、法務省矯正局の方に、この地元美祢市の振興のた

めに地場の物量を使ってもら。ということはもちろん。それから人を育ててもらったり、教育とかそれから刑務作業とか、それからいろんな仕事があります。全部に関しまして美祢市の振興に導くような形でやっていただくようにSPCに指導していただきたいし、SPCに対しても私のほうからですね、ぜひとも今まで以上、この地域振興のために寄与してもらいたいということを申し入れたいと思います。

で、今さっきおっしゃいましたね、竹岡議員。市も固定資産税を減免をしないとという大きな事実がございます。ですから、このSPC事業体に対して、我々は我々の大きな誠意を持って固定資産税の減免をしないとというスタンスがありますんで、それにこたえていただくのはある意味当然かなという意識も持っております。

ですから、私も行政のトップとして、また行政全体として、国、それからSPCのほうに、その辺のことにつきましては強く申し続けていきたいというふうに思っております。よろしいでしょうかね。所感ということですか。はい。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 市長に直接お聞きする場でないんで申し上げにくいんですが、最後に繰り返しておっしゃったように、市としても固定資産税減免してるという事実もあるし、共生ということについての市長のお考えよくわかりました。

しかしながら、現実には、どうしても市内よりは市外業者のほうがレベルが高いって言うたら市内の業者をばかにしたことになるわけですが、現実としては、例えばトレーサビリティって言葉があるんですが、食品一つとりましてもトレーサビリティがきちんとできるかったら美祢の業者では非常に難しいと。そういうことを常日ごろやってないってということもあるわけですね。

で、いろいろと話をする中で、いやそうは言うてもあっちの業者のほうがすぐれてんですよってこういう回答が来るわけです。で、そうしますと美祢の業者は少なくとも四、五年うちにはゼロになるだろうと私は危惧いたしております。

そこで委員長さんをお願いなんです、やはりそういうところは市長を通して強くやはり、このたびこの産業振興委員会というのが議論されたわけですので、委員長のほうから市長を通してSPCさんのほうにきちんとお願いをしていただきたいと。これは要望いたしまして終わりたいと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 南口委員長。

産業振興対策特別委員長（南口彰夫君） 竹岡議員の只今の御指摘のとおり、今ふと振り返れば、我が特別委員会に社会復帰サポートの常務まで、太田常務まで出席を願っているのですから、当然できるならば、市長の日程を事前に調整がつかずならば、市長の出席をいただくべきであったと、私自身今極めて深く反省をしております。

今後、地元のいろいろな業者からも声を寄せられています。今、竹岡議員が御指摘のように、5年はおろか3年もたんののではないと言われる業者がたくさんおることも耳にしております。

ですから、今後、とりわけ地元との共生をうたって法務省がつくった施設なので、市長も含めて執行部が一体となって取り組んでいけるように、委員会でもそうした運営をしていきたいと思えます。まことに済みませんでした。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、産業振興対策特別委員長の報告を終わります。

続いて、観光振興対策特別委員長の報告を求めます。観光振興対策特別委員長。

〔観光振興対策特別委員長 安富法明君 登壇〕

観光振興対策特別委員長（安富法明君） それでは、観光振興対策特別委員会の委員長報告を申し上げます。

9月26日の定例議会で報告をいたしておりました。その後の委員会の開催状況について、项目的な内容、大まかなところをつかんで御報告を申し上げます。

平成20年の10月9日に第4回の観光振興対策特別委員会を開いております。9月24日の視察をいたしました大正洞、リフレッシュパーク周辺地域についての感想なり意見を求めております。さらに、秋芳洞広谷地区の現状と課題、また各施設、洞内の環境保護対策等について議論をいたしております。

続きまして、平成20年の11月10日に第5回の観光振興対策特別委員会を開いております。

広谷地区の現状と課題についての前回の残り、それから秋芳洞内の水質、またお客様に対する接客マナー、観光条例の制定、食事・土産物等について、さらに、イベントの現状と課題、エコツーリズムについて、組織、経営、広域観光の必要性、

さらに秋吉台科学博物館、秋吉台家族旅行村、山焼き対策等について議論をいたしております。

さらに、世界遺産、またジオパーク等への登録に向けて取り組むべきではないかというふうなことについて議論をいたしております。

20年の12月9日に第6回の委員会を開いております。別府の弁天池、養鱒場の現状と課題、道の駅、化石採取場等についての現状と課題。

一応、ほぼ主要な観光拠点については、一通り取り上げてまいりました。ということで、一応主観的な取りまとめをし、さらに議論を深めることをし、まとめ方について多少御意見を伺っております。

で、以上3回にわたり観光施設、イベント、ソフト面との現状等も踏まえて議論をしていたしました。都合6回今まで委員会を開いてきたわけでございますので、今後は新市において立てられる観光振興計画のたたき台となるべく取りまとめをいたしまして、いきたいというふうに考えておるところでございます。

議論の詳細につきましては、議長のほうに委員長報告として提出をいたしておりますので、またごらんになっていただきたいというふうに考えております。

以上をもちまして、観光振興対策特別委員長の報告を終わらせていただきます。

〔観光振興対策特別委員長 安富法明君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 観光振興対策特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、観光振興対策特別委員長の報告を終わります。

続きまして、交通・情報ネットワーク化推進特別委員長の報告を求めます。交通・情報ネットワーク化推進特別委員長。

〔交通・情報ネットワーク化推進特別委員長 西岡 晃君 登壇〕

交通・情報ネットワーク化推進特別委員長（西岡 晃君） それでは只今より交通・情報ネットワーク化推進特別委員会の委員長報告を行います。

初めに、情報ネットワーク化について報告をいたします。

さきの9月定例議会の委員長報告にて、美祢地区・美東地区・秋芳地区の現状と課題について詳しく報告しておりますので具体的な説明は割愛させていただきますが、今回の委員会では大きく四つの項目について審議いたしました。

一つ目は、秋芳地区の地デジ対策についてであります。

9月議会にて地上デジタル化に伴い、秋芳地区に総務省の補助事業によるケーブル化事業を推進することが望ましいのではないかとの意見を執行部のほうに申し伝えてありましたが、その後の国、県の動きについて執行部に尋ね、執行部より、山口県では宇部市・岩国市が国の経済対策による第一次補正予算で採択されることが決まりました。美祢市におきましては二次補正に手を挙げていきたい。また、21年度予算にはぜひ採択していただきたいと申し入れをしているところです。また、総務省の事業採択に向けて貴重な資料として、秋芳地区にアンケート実施をしたところです。との説明があり、委員より、現在の共聴アンテナ組合の方に市の方針、必ずケーブル化しますとの説明を再度していただければ、秋芳地区の皆さんが安心されるのではないかとの意見があり、アンケートの結果についての質問もかなり出ましたが、結果についての影響度が低いとの説明でしたので、議員の皆様には、先程結果についてのプリントをお渡しいたしましたので参照願いたいと思います。

二つ目として美祢地区におけるMYTの工事進捗状況についてを審議いたしました。執行部によりますと、来年度からの、現在加入されている全世帯でのデジタル放送開始に向け現在工事を進めているところであります。工事の進捗につきましては予定どおりでありますとの説明を受けました。

次に、三つ目として、通信事業のプロバイダーの選定、今後の取り組みについてを審議いたしました。放送系の指定管理者についても、今後の情報の一体化や情報格差が生じない仕組みにするため関連がありましたので同時に審議いたしました。

通信事業のプロバイダーについて、執行部がどのように考えておられるか確認したところ、現在は美東地区においてインターネットのプロバイダー並びにケーブル放送を山口ケーブルビジョンにて行っており、MYTのプロバイダーについてもできれば格差のない業者に任せたいとの提案がありました。

また、MYTの指定管理者について、A社・B社と二社の比較表が提出され、A社・B社、それぞれの現在の業務内容、将来性、情報格差等の比較を行い、それぞれ委員より細部にわたり質問が出され、全委員にて協議した結果、A社に任せたいほうが今後の美祢市における情報格差の解消や近隣の市との情報格差解消、また、今後の福祉や教育等のアプリケーションの充実が見込まれるため、現在の有線テレビとのつながり、保守の関係等を十分整理されてA社に任せるのが妥当ではないかと

のこの委員会でのまとめをいたしました。

次に、四つ目として、携帯電話不感地区の対策についてであります。執行部より、美祢市における携帯電話不感地区のエリア図が提出され、現在の各携帯電話事業者の不感エリア解消に向けての取り組み状況が説明されました。KDDI、ソフトバンクについては現在解消に向けての計画はないとのこと、NTTドコモについては積極的に行おうとしており、入見・江原地区においては、来年度に中継局を設置し携帯電話の使用が可能になるとの回答を得ており、他の地区においてもケーブルテレビ等の光ファイバーを借用し不感エリア解消に努めたいとの説明がありました。

委員より、中継局を設置する基準世帯数はどの程度かとの問いに、執行部より、200世帯くらいないとペイできないと聞いておりますとの回答がありました。

その他質疑、意見は省略させていただきますが、携帯電話事業者への再度の働きかけをお願いしたいとの意見にて締めくくり、情報についての報告を終わります。

続いて、交通のほうの審議に入り、現在進行しております地域公共交通協議会の進捗について執行部より説明を受けました。11月5日から14日にかけて高校生の通学に関する調査を、市内外46高校を対象に行っております。また、17日から28日において、住民アンケート調査を市内120地区2,000戸へアンケート調査を配布し、11月26日から順次、調査員が定期バス路線へ乗り込み現在調査しているところです。

また、今後のスケジュールとして、1月下旬に第3回の協議会の開催、2月下旬に第4回の協議会を開催して大体の計画を固めていこうと考えておりますが、その前には議会とも協議しながら進めたいと考えております。との説明を受け、委員より、やはり学生の通学、交通手段を考えていただきたい。美東地区から青嶺高校に進学したいが、交通の便が悪いため、山口や萩のほうへ進学している。同じ美祢市となったので交通の便を改善してほしいとの父兄からの要望が強いとの意見があり、住民アンケート調査の結果はいつごろわかるかとの問いに、執行部より、年内にはわかると思います。との回答があり、その他の意見は省略させていただきますが、第3回の協議会の前にこの特別委員会を開催させていただき、アンケート結果並びに乗り込み調査の結果等の内容を確認させていただき、委員会としての意見を協議会へ投げかけていきたい旨の了解を得、特別委員会を閉会いたしました。

これにて交通・情報ネットワーク化特別委員会の委員長報告を終わります。

〔交通・情報ネットワーク化推進特別委員長 西岡 晃君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 交通・情報ネットワーク化推進特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、交通・情報ネットワーク化推進特別委員長の報告を終わります。

続きまして、病院事業調査特別委員長の報告を求めます。病院事業調査特別委員長。

〔病院事業調査特別委員長 竹岡昌治君 登壇〕

病院事業調査特別委員長（竹岡昌治君） それでは、委員長報告を行います。

去る平成20年12日10日、午後1時30分から3時8分まででございましたが病院事業の調査特別委員会を開催いたしました。

委員会には委員13名全員と執行部から林繁美副市长、藤澤和昭病院事業局長、白井栄次病院事業局経営管理課長、別府泰孝さんっていうんですか、病院事業局経営管理課の係長、篠田洋司 ひろしかもかもしれません。済みません。市立病院事業部事務長でございます。善久俊和さん。美東病院の事業部の事務長でございます。それから、羽生正宗病院事業特別の顧問でございます。以上の方の出席のもとに、当日は四つの項目を協議することにいたしました。

まず1番目といたしましては、公立病院事業のあり方であります。2番目に、美祿市立病院事業のあり方検討委員会について、3番目に本委員会の取り組みについて、4番目がその他でございます。

まず1番目の公立病院事業のあり方でございますけど、山口大学経済学部の教授で、御専門は医療福祉経営論並びに経営戦略論の専門家でございます。現在、美祿市立病院事業特別顧問として、美祿市の市立病院事業のあり方検討委員会の委員長をしていただいております羽生正宗先生を招聘いたしまして、本市の病院事業の経営内容につきまして、専門的な見識から詳しく説明をいただきました。実に30分以上もあったわけございまして、皆さん方先ほど全協でお配りしたと思えますけど、10数ページございます。従いまして、これをよく読んでいただいて、説明は割愛をさしていただきたいと思えます。

なお、委員の皆さんから、あり方検討委員会で美祢市の二つの病院経営をしていくに当たって、医療の面から、また経営マネジメントの面からしっかりと今後市民の皆様が納得する方向で検討されると思われるが、一方、他会計の負担金を入れないようにするために改善策としての取り組みの要望がございました。

次に、病院事業のあり方検討委員会の位置づけにつきましては、病院事業そのものの役割、病院の機能のあり方経営形態のあり方、繰出基準の見直し、そして組織ぐるみの改善、風土づくりということの5項目につきましては、羽生先生のほうから説明がございましたので、本委員会といたしましてはきちっと整理がつきましましたので、3番目の本委員会の取り組みについて協議を行いました。

委員より、病院の機能、美祢市の医療をどう考えるか、繰出基準の見直し等この委員会で議論する必要があるのではないか、特に税の負担の公平性を原点として繰出基準を見直しすることが重要である。さらに、病院は安心感が与えられておりまして、365日24時間いつも対応してもらえるとということが重要であると。

従って、ハード面・ソフト面のほうから検討する必要もある。事業を伸ばすにしても地域の医療も守るにしても医師の確保が一番のネックであろうと、医師の確保が今後の取り組みとして最も大事なことであろうという意見がございました。

そして、3人の皆さん方の意見をちょうだいいたしまして、私のほうから委員長私案ということでたたき台を出さしていただきました。これにつきましても先ほど全協のときに皆さん方にお配りをしたと思いますのでごらんになっていただきたいと思います。

さらに、委員より、基本的には二つ残すという方向で というのは美東、それからこちらの市立病院でございますが 二つ残すという方向で検討を始めるのかの質問がございました。委員会として二つの病院を残すということを前提にしたのではなく、美東病院は国保病院という公的に何らかの違いがあるのだろう。二つ残すための議論をする前に、基本的なことを知った上で議論したいというふうに私のほうからお答えをいたしました。

また、藤澤病院事業局長より、国保病院につきましては根拠法令に国民健康保険法がございまして、法的に位置づけは若干違う。実態として病院の医療サービスについての規定は医療法になりますけど、国民健康保険の直診であるというところの位置づけであります。明確な違いがあるということでございます。国保事業として

の財政支援策が国保病院にはあります。一方では自治体の支援のみで本市の二つの病院を有しておりますから、それぞれの特色、機能化というところで議論になるうかと思えます。というふうなお話がありました。

さらに、委員より、繰出基準について、合併した直後ですから、市立病院と共立病院で一応予算編成されるときに繰出基準は法定内で同じ基準で合わせて、計画や決算書がつくってあるかとの質問がありました。

病院事業局長より、平成20年度の予算は合併時の調整により同一基準で算定されております。今回見直しをかけておりますのは、法定基準繰出基準が定められているので、どれが美祢市の病院事業に該当するかも含めて検討しております。なお、これまで若干不透明であったところは、市民の皆様にも透明性を高めてどういった算出基準で算定されているかということをお示しできればと考えております。との説明がありました。

さらに、委員より、基準外で出されているのは、この繰出基準の中の7番目の経費だけですかとの質問がありました。これもちょっとわかりにくいと思いますので、先ほど全協のときにお配りしたと思います。平成20年度の地方公営企業繰出基準というのがございまして、その表が9項目ございます。7項目のところに経営基盤強化対策に要する経費ということで上げてあります。これが基準内になるか外なのかということの意味でございます。

病院事業局長より、基準外につきましてはこの1枚目の繰り出し っているのはこの表のことですが に該当しない補助的繰り出しであります。経営安定化補助金は経費の安定に資するための政策的補助及び厳密に言いますとこの繰出基準上では1番目ですが、企業債元利償還分の2分の1あるいは平成14年度以前分は3分の2となっておりますが、若干の係数を変更して基準外ということも行っていました。との説明がありました。

次に、委員より、羽生先生に対しまして質問がありました。あり方を変えても存続すべきと思うが、病院の機能化が必要とのことですが、診療科目を美東病院あるいは美祢市立病院を限定するののかという、そしてさらに、郡部から美祢市立病院に来るより山口市へ行くほうが患者さんがふえるのではないかとの質問に対しまして、病院事業の特別顧問羽生先生より、一応そういう機能をどっかに、まあ集中すること併せて検討しないと医師の確保ができないということから、やはり集中

していったほうが効率的であるという考え方は当然である。医師の確保をどうするかということに非常に絡んでまいりますので、二つの機能を残していくということは 二つの病院のことでございますが 機能を残すということは、医師の確保に非常に危ういとなれば、どこかに集中していくということは、ある意味に 必然的な考え方だろうというふうに思っておりますというお答えでございました。

従って、診療権を守っていくためには、皆さんに御不便をかけないようにもそういう機能化を残していくことがやはりとるべき施策と私どもは理解しているところです。美東は山口のほうで、美祢は宇部のほうへ向いているということで、実は医療圏としては分担されてきたが、確かに美東の皆さん方が山口の方向に、美祢の方は宇部のほうに顔を向けておられるのが現実には距離があるとは思っていないというお考えでございます。

そこで、交通・情報ネットワーク化推進特別委員の西岡委員長に、交通と病院の関連性について意見を求めました。病院に行く足のことの確保が大前提だと思う。病院に行く便がよりスムーズに行けるとなると顔は必然的にそちらに向くというふうに思っております。交通の委員会としてもそういった仕掛けができるような体制をしたいというのが1点、また、もう一つは、インターネットの情報関係の整備をしており、これについてもやはりアプリケーションで医療の提供のため、市立病院なり美東病院が市民に提供できるようなアプリケーションを創設して、在宅の医療提供が市民におくれるよう検討する必要性があると西岡委員長の説明なりお考えを承りました。

さらに、委員より、委員長の私案は割と羅列してありますので、病院をどうするか判断するための企業会計の一部適用とか全部適用、あるいは院内薬局と院外薬局等勉強を実施し論議をしていきたい。さらに、委員長の私案の最後にも書いてありますように、病院の統廃合は管理者側の論理、存続は地域住民の要望という部分がありますけど、私どももいろんな市民の方から今の病院、市立病院に対しての不満の声を聞いております。そういったものをよく聞き、病院側として現状を把握されておられるかどうか、この委員会で現状をぜひ検討していきたいとの意見がございました。

次に、山陽小野田市では、山大の医師が各科に一人しか派遣しないという問題があるが、美祢市は二つの病院があっても、例えば内科が二つとも診療科がダブって

おります。今後もこのまま診療科は維持できるのか、さらに一人の医師が一日何名診ておられるか、入院患者数や年齢別入院患者数等、さらに人口規模と病院経営の難しさ等調査したいとの質問に対しまして、全国自治体病院協議会の調査もので医師一人当たりの収益とか単価が出ておりますので、全国指標診療科別の原価計算とか診療科別での採算性などの分析資料が用意できましたらこの委員会に提出をさせていただきたいという藤澤局長からの答弁がございました。

さらに、病院事務部の篠田事務長より、全国的な一般的な標準は常勤医師10名だそうでございます。全国平均で100床当たりの医師数というのは10.4人、当院で換算すれば6.9人という計算になります。また、医師一人当たりの全国的な入院患者数、平均8.7人、当医院の場合は9.4人診てもらっております。また、医師一人当たりの外来患者数は全国平均が15.9人、当院の場合は20人ということで、ドクターに関しましてはオーバーワークの状況にあるという説明でございました。

さらに、委員より、美祢市立病院は二次医療ということがありますがけれども、美祢市以外の地域では医大とか小野田労災、あるいは済生会とかあり、四、五十分あれば高度の三次医療が受けられる中で、美祢市の二つの二次医療に患者数がふえない状況も考え今後協議すべきとの意見がありました。

結論といたしまして、委員長私案先ほどお示したものでございますが、各委員の意見を取り入れ、議長並びに原田副委員長とも相談しながら、必要に応じて勉強会や委員会を開催することにいたしまして、本委員会を終了いたしました。

なお、その他の項目については、実は諮ることを忘れましてので報告ができません。

以上をもちまして、病院事業調査特別委員会の委員長報告を終わります。

〔病院事業調査特別委員長 竹岡昌治君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 病院事業調査特別委員長報告に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、病院事業調査特別委員長の報告を終わります。

以上をもちまして、特別委員長の報告を終わります。

続きまして、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大中 宏君 登壇〕

議会運営委員長（大中 宏君） それでは、議会運営委員会、去る12月11日と17日の2回行いました。この件について御報告を申し上げます。

委員の皆さんは全員出席でございました。この議運には議員の定数に関する件と議運の費用弁償及び、ちょっとこれ次の議員が兼職となる委員の報酬、どちらも費用弁償を通するとちょっとややこしいんですけど、この3点について協議をいたしました。その経過なり結果について御報告を申し上げます。

まず、その前に、なぜ議運で協議をするのかという点、何か御理解をいただけなかった方がおられるようでございますので、ちょっとこの件について御説明を申し上げたいと思います。

この議員の定数の件については、議運で協議。期間はおおむね2年、大体来年の12月をめどにということで5月30日に開催の第1回の6月定例会にかかわる会派代表者会議のときにて決定をされております。

また、議員の兼職となる委員の報酬の件については、議長より諮問を受け協議をすることとなっておりますので議運で協議をしたような次第でございます。

それでは、去る12月11日に行われました議会運営委員会で協議されたことから御報告を申し上げたいというふうに思います。

最初に、議員の定数に関する件ですが、合併協議会における約束事でもある、また国や市の財政も大変厳しくなってきたと、市税収入の面からもこれについては真剣に考えるべきではなかろうかと。また一方では、各種補助金もかなり減額されており、そうした中で市民の皆さんが納得される定数にすることが、まさに我々議員が市民の民意を反映するにつなげる議会としてもみずから姿勢をただす、そういうことにつながるんじゃないかというふうな考えのもとで進めてまいりました。

一つの例としてお隣の長門市では、次回の選挙より定数が20人になります。人口も美祢市より、すなわち美祢市が約2万9,800人と、長門市が4万1,500人、大体1万700人長門市のほうが多いわけです。

また、その次に長門市が選挙をやる場合にいろいろ財政悪化も懸念されており、議員の定数も併せて減らされるのではなかろうかというふうな話も流れておりますので、そういういろんな多方面から考えて、議員の定数は基本的には20人から18人ぐらいに持っていったほうがいいのではないかというふうな意見が大半でござ

ざいました。

しかし、なぜ20人にするか、18人にするか、人数は確定しておりませんが、それなりの根拠がなければいけないと思う。やはりきちんとした根拠を示した上で何人にするかということを決める必要があるんじゃないかというふうに言われております。

また一方では、ごくごく少数の意見ではありますが、秋芳や美東地区は人口が少ないのですが、数が少ないから議員の数も少なくなると。これはまあ当然のことだと思いますけど、そういうふうに総体的に人数が減らされると民意がますます反映されにくくなると。そうすると実際に遠くの方などがこの市政に意思が反映されなくなる恐れがあるので、若干はいいんですけど極端に数を減らすべきではないんじゃないかというふうな意見もありました。私が先ほど言いましたように、全体的には大体20人から18人ぐらいでいくんやなかろうかというふうな、各党派での協議されたり、いろんな意見を勘案してそういうふうな雰囲気でもございました。

それから、次に、議員の費用弁償についてですが、これはなかなかいろんな費用と混同されがちなので、ちょっと最初に議論に入る前も非常に難しかったわけですが、費用弁償に関する規定は美祢市議会議員の議員報酬費用弁償及び期末手当に関する条例の中で、「市長の旅費に相当する額」とあり、「議員公務に応召したときは日額2,600円を支給する」とあります。ですから、これの議員の費用弁償ということは日額2,600円というふうな金額で御理解いただいたほうがわかりやすいんじゃないかというふうに思いますが、意見としましては、全廃すべきではないかという意見が非常に多かったです。しかし一方では、旅費として、つまり交通費として支給したほうがいいんじゃないかと。この二つの意見に分かれました。

参考までに、条例の中には交通費として1キロ37円というふうなこともうたっておりますし、また、ある市では2キロ未満は切り捨て、2キロごととか、あるいは4キロごとにいろんな段階で設定されているところがあり、最高限度額が幾らだというふうな決め方をされてるところもあります。

続きまして、議員が兼職となる委員の報酬の件ですが、これはこの中には法律によって市議会議員が参画することになっている審議会等の委員と、その他の委員の二通りがあります。この件については大変わかりにくいので議会事務局より、前回、9月17日に資料が配付されたわけですが、これは9月定例会でも御報告申し上げ

げておりますが、その資料や今回新たに配付されました資料をもとに、議員の兼職の場合の併給調整と条例への規定方法について詳しく説明を受けました。県下12市議会への調査票や議員が兼職、現在美祢市がしております27の委員一覧表 この「けんしょく」は兼ねる兼職ですけど それらについての説明を受けた後に審議に入りました。この中で特に活動の重複が報酬の重複につながる恐れがあるので、この点について何らかの調整措置を条例の中に設けておくことができるという件については、兼ねる職として受けるべき報酬は支給はしないというふうに規定し、支給しないその審議会なりの職を列挙すれば足りるということです。

また、議員の報酬について地方財務実務提要 これ提要というのは要点をかいつまんで、いろんな書類が送ってきますけど、そういう字の「提供」の「提」に「要する」の「要」ですけど、地方財務実務提要の文書の中に記述されております執行部の附属機関に属する議員活動は、議員活動の一部であるので重複していると考えべき委員の場合もあるとの件。などについての事務局のほうから説明を受け、その後に活発な議論を行いました。

現在参加してる審議会は任期いろいろ、審議が終わり次第解散されるのもあれば2年、3年といろいろあると思いますけど、その任期期間中は続けるが、今後新たに発生する審議会への参加については、また別の機会に改めて審議していったほうがいいんじゃないかというふうなことが議論されました。

兼職と見なされている現在の審議会の件についても、もう少し時間をかけてじっくり慎重に審議していくべきではないかという意見が大半でした。市政の運営上大切な審議会もありますが、そういうふうな審議会には積極的に参加すべきではないかと。

そのほか条例の改正作業なども、これ参加するとかしないとかいろいろ決めるには、これに対する条例の改正等が大変作業が多くかかってきますので、こういう問題をなかなか一気に解決できませんので、これからも慎重に審議をしていく必要があるんじゃないかというふうに、大体まとまったと思います。

これらの点については諮問どおり来年の12月までには何とか結論を出していきたいというふうに思いますので、また会派等でいろいろ御審議をしていただくことになると思いますので、皆さん方の積極的なひとつ御協力のほどよろしくお願いをしたいと思います。

それから、次に、その他の項で、議長より意見書が三つ出ている旨御報告あり、それを議運で審議していただきたいと。そして、そのことをそれぞれ会派に持ち帰って審議をしていただいて、最終日、すなわちきょうの朝の議運でこれをこの本会議に出すか出さないかをひとつ審議していただきたいというふうなことで議長から話がありましたが、この件については11日の議会運営委員会では結論を出すにいきませんでした。大変活発な議論もありましたけど、残念ながら結論出すに、結果には至りませんでした。その後発案者より取り下げの意向がなされましたため、急遽12月17日に議運を開きまして、その取り下げになったことを議会運営委員会においてその旨を説明し委員会を終了したような次第でございます。

以上をもちまして、11日と17日開かれました議会運営委員会についての委員長報告とさせていただきます。

〔議会運営委員長 大中 宏君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） 議会運営委員長報告に対する質疑はありませんか。竹岡議員。24番（竹岡昌治君） 議会運営委員会の委員長報告に対してちょっと御質問申し上げたいんですが、実は、先ほど報告がございました意見書の件でございます。これは私のほうから議長にお願いをしたんですが、私が聞いていることとかなりずれがございます。

そこで確かめたいんですが、私は11月21日、たしか議運をなされたと思うですね。で、その前に議長のほうに二つの意見書をお持ちして、できれば議会として取り上げていただきたいというお願いをして、議長のほうから議運の皆さんにお諮りしようということの答えをいただいて帰ったという経緯がございます。

従って、今委員長が申されたのは、12月11日の議会運営委員会で諮って活発な意見もありましたが結論には至らなかったということでございました。

私が認識して報告受けてたのは、11月21日の議運に諮り、そして会派に持ち帰って12月11日に再協議をするというふうにお聞きいたしておりましたが、その辺はいかがでございますでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 大中委員長。

議会運営委員長（大中 宏君） お答えをいたします。

私も議事録聞いても会派に持ち帰って協議をしていただいて、次の委員会に出ていただきたいということで申し上げておりましたが、私のお願いが徹底しなかつ

たために、結果としては12月11日が最初という形になって、私の念の押し方で  
すか、それがまずかったんじゃないかというふうに思っています。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 今の取り扱いについてですね、委員長の認識っていいま  
すか、委員長のほうから皆さん、議運の委員の皆さんの説明が足らなかったんで  
11月21日ではなく12月11日が初めての取り上げ方と、なったというふう  
にお聞きしたんですが、私は12月11日の議運の後、すぐ議長から呼ばれまして参  
りました。そうすると議長のほうからは、この意見書についての扱いは極めて難し  
いと。もっとはっきり申し上げれば、委員長の意見、議長の意見、副議長の意見皆  
違うというふうに、また他の委員会からもお聞きいたしました。

そこで、私は、当然この議会で取り上げてほしいという願いをした以上は、議  
運の皆さんでこれを議会として取り上げるべきか取り上げないかという結論を、と  
うか協議をされるだろうと思ったんですね。ところが入り口のまんま一向に進ま  
ない。だから、不本意ながら取り下げさしていただきました。文章何だったら読ん  
でもいいんですよ。大変議長に対しても御迷惑かけましたと、委員長に対しても、  
それから議運の皆さん方に対しても本当に御迷惑かけましたと、私は謹んでおわび  
申し上げますと書いて出しました。何でこんなことになったのかもっと詳しく御説  
明いただきたいと思います。

私も議員の一人として、議員活動の一環としてやったことですから、これを何で  
議論がそれだけきつくてこうなったのかの経緯をもっと詳しく教えていただきた  
いと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 大中委員長。

議会運営委員長（大中 宏君） この件につきましては、今まで意見書が提出され  
ておりますこの様式等については、旧美祢市、旧秋芳町、旧美東町も、いわゆる住  
所、氏名、捺印というふうな形がとられておったわけですけど、このたびはこうい  
うふうな形で出されたというのは全く、美祢市 旧美祢市、旧秋芳町、美東町に  
とっても初めてのケースであったので、非常にその取り扱い方をどういうふうにし  
てかわからなかったというので、大変正直なところいろんな意見が出まして混乱を

して取りまとめすることができなかったということです。御了解をいただきたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） いや、ちょっとよくわからないですね。

いいですか、私がお願いしたのは10月21日、議運の前に議長のところをお願いに行ったわけですね。ほいで、議長が議会で取り上げられないかというふうに議運にお諮りされたとは私は聞いております。いわゆる議長提案なんですね。で、それをどのように委員長は取り扱おうとされたのか。

それから、こうなったらもっとお聞きしたいです。議長の考え方も聞きたいし副議長の考え方も聞きたいと思います。意見書の取り扱いについて、ちょっと整理して教えてください。

議長（秋山哲朗君） ちょっと整理しましょうか。

この今の意見書につきましては、確かに竹岡議員から私が預かりました。そして、11月の21日の議会運営委員会にその取り扱いを諮りました。（発言する者あり）はい。（発言する者あり）いや、言われぬから私のほうから。はい。

ちょっと今の議運の委員長は11月21日の議運に出されたことを言っておられませんから、出しておられます。今テープに残ってるよそれは。そして持ち帰っていただいて協議をなさって、12月の11日に諮りますということ、これテープに残っております。議事録に残っておりますから間違いはないと思います。

議運の委員長。そうですね。

議会運営委員長（大中 宏君） はい。

議長（秋山哲朗君） 間違いはないですね。今の。 はい。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） いや、わかりました。経緯はわかりました。

じゃあ、これを議論された中身を教えてください。なぜこんな取り下げざるを得なかったのか。私が読みましょうかこれ文面を。

それからさっき、今お尋ねしたのは委員長のお考え、それから議長の考え、副議長のお考えも併せてお聞きしたいって申し上げたんです。

議長（秋山哲朗君） 議運委員長。いいですか。委員長、どうぞ。

議会運営委員長（大中 宏君） 今の竹岡議員の、どういうふうな議論されたかということですけど、いわゆる先ほど言いましたように、意見書というものは普通で

あれば日付、住所、氏名、捺印というのが一般的な形式になっていますよね。（発言する者あり）いやいや、それが今まで旧、それぞれ美祢市や秋芳町やら美東町ではそういうふうな形でしか取り扱いがなされてなかったわけです。それで、このたび全く初めてのケースですのでだれもよくわかりません。それで、合併当初から5月、この5月20日の日付でそれぞれいろんな議員の申し合わせ事項等がありましたよね。その中にその意見書の場合はどういうふうな取り扱いをするかというようなことがうたってあるわけですよね。で、そのいわゆる申込書　いわゆる申し合わせ事項について、この意見書設備について、会派代表者会議、議会運営委員会に諮り提出に賛同されたものは議員全員協議会で報告すると。提出は本会議最終日とし、委員会付託を省略して即決をするというようなことが、まあその程度しか書いてないわけですね。

で、提出どうのこうのというのは非常に意見がいろいろ分かれたわけです。で、これは正式にはテープに残ってないかもわかりませんが、けんけんごうごうそれぞれ議論を戦わしたわけです。でもう、私は最終的に取りまとめをするまでに至らなかったということで御了解いただきたいと思います。

議長（秋山哲朗君）　竹岡議員。よろしいですか。（発言する者あり）過去の委員長報告に対して。はい。竹岡議員。

24番（竹岡昌治君）　じゃあ、議長と副議長の考え方聞かれないということですから、これはやむを得ません。委員長報告に対する質問であるから答える必要がないとおっしゃるのか、答えたくないのかわかりません。

しかし、いずれにしても、じゃあ今委員長が申し合わせ事項とか読まれました。地方自治法112条の2項だっと思うんですね。議員が意見書が出せるのは。それから議会のほうでは会議規則14条だっと思うんですね。

ところが、今委員長は、住所、捺印もない。だからその議論ができないというような言い方されました。じゃあ議長が諮問されたことはなんなんなんですか。先ほど委員長報告の中にもこの定数じゃなくって、費用弁償のことにつきましても議長から諮問を受けたと。ちゃんと議長が文書を持ってじゃあ委員長に出されたんですか諮問を。

私が言いたいのはね形式を言ってるんじゃないんです。いわゆるどういうふうにして出すべきだというルールがない以上は、議長が諮問かけたらやっぱあそれなりに

真摯に受けとめて僕は議論すべきだと思うんですね。それとも議長がつい口頭で言うたから、もう議論しないと。

で、もっと嫌なことを言うとするならば、恐らくこれは共産党さんが出したって思われたんかしりません。私が、さっきも申し上げました。議員の一人として、素朴に議員活動の一環としてって僕は書いております。ここに。で、入り口でどうも議論ができなかったというんで実に不愉快な気持ちになったわけですね。従って、12日付でもう議長さんいいですと。本当にここに文面に書いてあるように皆さんに迷惑かけましたということで引き下がりました。

しかし、やっぱり今後美祢の議会がこういうことがないように、私はやっぱり申し合わせ事項ってというのはもう一回検討していく必要があるんじゃないかという気がいたします。委員長さん、どうでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 大中委員長。

議会運営委員長（大中 宏君） この件を含めまして、いわゆる議会運営、いろいろな面について研究しなきゃあならないことがたくさんあるわけですね。で、特にこのたびこういうふうな意見書が出ているいろいろ紛糾しまして、できれば各方面からいろんな方を呼んで、勉強会を開いたり、議会運営委員会のあり方等もはじめとしてもっともっとこういうふうな、あるいはまだまだ申し合わせ事項でも中を改正していかなきゃあならない面もありますし、条例の中でも改正していかなきゃあならない面がたくさんあるわけですね。ですからそういうことをですね、これはいい機会ですから、これを一つの出発点として、議運でも議員全体でも、ひとつこういう形のものを勉強して行って、より市民の付託にこたえられるようないい議会になるような形に持っていかなあいけないというようなことをみんなで確認はしております。以上です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） さすが最年長議員の大中委員長さん、大したもんですね。ぜひ不備な点、今回いい問題提起になったと思うんで、ひとつ議論を深めていただいて、ルールをないものはもう少しきちんとしていこうとおっしゃるんで、大変失礼を申しあげました点はおわび申し上げます。

しかしながら、先ほども申し上げました。私も議員の一人としての議員活動ということでございますので、ここでちょっと議長にお諮りをいただきたいんですが、

改めて本会議場で、議員の一人として出せるのは、会議規則 14 条に基づいて賛成議員さんが 1 人いらっしゃればいわけですから、私は提出をしたいとこのように思っております。

そこで二つお願いをしました。汚染米の件と社会保障費の 2,200 億円の削減という二つのことを出しました。一つはどうも消費期限が切れたようで政府がそれなりの対応をしておりますので取り下げたままにしたいと思います。

しかしながら、汚染米っていうのはこの経済状況が非常に変わったためにマスコミももう取り上げなくなったままになっております。極めて食の安心・安全からすると大事なことでありますので、きのう、おとついだったですかね、政和会の皆さんにお話をいたしまして、政和会全員で提出をさせていただきたいと、このように思っておりますのでお取り計らいをお願いしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 確認をしますけども、政和会の方全員の賛同ということですね。

24 番（竹岡昌治君） はい。

議長（秋山哲朗君） 只今竹岡議員から意見書の提出についての動議が提出されました。この動議につきましては二人以上の賛成者がおりますので成立をいたしております。

この際、暫時休憩をしたいと思います。そこで美祢市議会の会議規則第 14 条の規定によりまして、議案を文書でいただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。（発言する者あり）あっ、また、後ほどほなら。（「後ほど」と呼ぶ者あり）はい。後ほど。（笑声）

午後 2 時 37 分休憩

.....

午後 3 時 27 分再開

議長（秋山哲朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本動議を日程に追加し、日程第 20 として会議規則第 21 条の規定により、日程の順序を変更し先議したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程第 20 を日程の順序を変更し先議することに決しました。

日程第20、議員提出意見書案第3号「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と徹底回収、外米（ミニマムアクセス米）の輸入中止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。竹岡昌治君。

〔竹岡昌治君 登壇〕

24番（竹岡昌治君） 議運の委員長報告の時間をいただきまして私のほうから質問申し上げ、さらに御提案申し上げましたところ、皆様方の、議運の委員長初め議長、そして議員各位の皆さん方の御理解のもとに意見書として取り上げていただきましたことを厚く御礼申し上げまして、提案の理由を朗読をもってかえさせていただきます。

「汚染米」の食用への転用事件の全容解明と徹底回収、外米（ミニマムアクセス米）の輸入中止を求める意見書、米穀加工販売会社三笠フーズに端を発した、いわゆる汚染米の食用への転用事件は、食の安全・安心を著しく脅かし、国民にとって許せない事件です。その影響は全国各地の学校給食や保育園、医療、福祉施設まで巻き込み広く使用されました。この事件はもうけのためなら国民の健康も命も顧みない一部の反社会的行為が直接の原因ですが、内部告発を受けながらこれを見過ごしてきた政府、農水省の責任は重大なものがあります。

そこで、汚染米の食用への転用事件の全容解明に向けて徹底した取り組みを求めるものであります。この事件の背景には食の安全に対する政府の認識は極めて希薄なものがあります。外米（ミニマムアクセス米）の輸入は義務だと輸入し続けたと書いてございますが、「た」は消していただきまして「続け」そして、輸入検査で問題があれば当然輸入国に返すか廃棄処分にすべきところを非食品に切りかえて輸入実績を積み上げてきた責任は大きいものがあります。

今、新興国では食料危機に直面しており、米不足と米価の高騰は深刻なものがあります。そこで外米の輸入は中止し、減反政策の見直し、遊休農地や耕作放棄田の農地の活性化と食料自給率向上を図り、日本の食料と農業を守ることを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出いたします。

なお、賛成議員さんにおかれましては、徳並伍朗議員、安富法明議員、山本昌二議員、馬屋原真一議員の皆様でございます。どうか御理解いただきまして、全会一

致をもちまして可決いただきますようお願いを申し上げまして説明にかえさせていただきます。

〔竹岡昌治君 発言席に着く〕

議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

これより議員提出意見書案第3号の質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。只今議題となっております議員提出意見書案第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出意見書案第3号は委員会付託を省略することに決しました。

これより議員提出意見書案第3号の討論を行います。御意見はございませんか。  
大中議員。

20番（大中 宏君） 実際はまだ私が質問席におらんないけんですが、こういうところで発言するのはどうかと思いますけど、ことにこのミニマムアクセス米、非常に舌をかみそうなMA米ですけど、現在WTOで非常に問題になっております。で議長案がいわゆるドーハ・ラウンドに基づいてWTOが開催されているわけですけど、現在は重要品目8%というふうにされております。で、これが議長案によると大体4%ぐらいと。で、日本がかなり強力に突っぱねても6%ぐらいになるんじゃないかというふうになると、その2%というものが今の日本農業にとって大変な大きな打撃を受けるわけです。特に沖縄や北海道の農業は壊滅状態になるんじゃないかというふうに言われておりますし、また、2%を無理やり認めさせるということになると、このミニマムアクセス米が今77万トンが年間輸入されておりますけど、これが110万トンから20万トンぐらいになるだろうということが言われております。そういうことになるとまさに北海道や沖縄だけでなく、日本全国の農業が壊滅状態になると思います。農業が崩壊すれば完全に日本が崩壊すると。幾ら化学製品、工業製品を輸出しても食料が今のいわゆる燃料問題が端を発して大変なことになってますけど、それ以上に食料の問題というのは重要になってくると思い

ます。で、私はぜひこれは強力に訴えていただきたいと。特に最後のこのいわゆる、「そこで外米の輸入は中止し減反政策の見直し云々」とありますけど、そこを特に強調していただきたいというふうに思いまして、この件については全面的に賛成をいたします。

なお、できれば地元選出の議員にも、国会議員にもこういうものを出していただければというふうに思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議員提出意見書案第3号を採決いたします。本意見書案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。 挙手全員であります。よって、本議員提出意見書案第3号は可決されました。

議会運営委員長、席のほうにお願いします。

議会運営委員長報告に対する質疑を再開いたします。質疑はありませんか。南口議員。

21番（南口彰夫君） 委員長の報告の一番最初の件なんですけど、議長より意見を受けて議会の定数、議員定数並びに議員の報酬等費用弁償などについて協議をしたと、議論をしたと、審議したとこういう報告がなされました。で、私の経験からいけば、議員の定数問題、議員報酬、費用弁償について少なくとも検討してほしいということについては議長にたびたび意見を申し上げています。議長がそれを取り上げていただいたのは大変喜ばしいと思うんですが、これが議会運営委員会という、地方自治法と会議規則には定められているんですが、議会運営委員会の性格、議運のそのものの果たす役割から見て、こうした議会の定数や議員報酬等についての議題にし、それが所管事項にやがてなっていくということが適切であり望ましいものかどうか、議運の委員長の御意見をお尋ねしたいと思います。

議長（秋山哲朗君） 大中委員長。

議会運営委員長（大中 宏君） 議会の運営委員会の中で議長から諮問を受けた者

という項目が入っています。ですから、議長さんから諮問を受けたことについて議運で検討すると。

これは決して議運で決定するわけではございません。議運でいわゆるたたき台をこしらえると。たたき台をこしらえて、それをまた会派なり全員協議会あるいは全体会議で検討をしていただくと、そういうたたき台をつくるということで話を進めております。全員ではなかなかまとまりにくいと思います。それから特に定数等についてはですね。

ですから、私も議運でも申し上げておりますけど、これらの件についてはできるだけ住民の皆さんの意見も聞いて出ていただきたいと。会派だけじゃなしに住民の皆さんの意見もぜひ聞いていただきたいというふうにたびたび申し上げておりますので、その点を御理解いただければと思います。

以上です。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 議会運営委員長の委員長報告の時間をいただきまして、いろいろ委員長さんにも意見書の取り扱いについて御質問もさせていただきました。結果として委員長の御理解のもと、議長の御理解のもとに本会議場でやる方法もあるということで御理解をいただいて、先ほど全会一致で可決していただきましたことを厚く御礼を申し上げたいと思います。

そして、一つだけ委員長さんをお願いでございますが、かなりやっぱりお互いに申し合わせ事項等も急いでつくったり、まだ協議が足りない面もございますので、何せ議会の運営委員会っていうのは議会の運営のかなめでございますので、その辺も委員長さんの計らいで、ぜひ不足のところを埋めていただきたいと、このように御要望申し上げましてお礼にかえさせていただきます。ありがとうございました。

議長（秋山哲朗君） そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、議会運営委員長の報告を終わります。

これより議案の討論、採決に入ります。

日程第2、議案第8号美祢市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第9号美祢市心身障害児（者）福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） この議案に賛成いたしますが、就業支援Bに移行する計画を現場の方と利用者の家族の方に十分な説明が必要だと思えます。そして意見をしっかり聞いた上で移行をするべきだと思えます。

それと移行するに当たり、経理事務会計や利用者と仕事をされる上での指導者、そして工賃を支えていく営業活動についても何回もシミュレーションが必要だと思えます。そして利用者は1,500円の利用料を支払った、工賃が少ないということになると、経済的自立や社会参加といった目標に達しないこととなります。またどうしても就労になじまない方や手帳、障害手帳や障害年金のない人たちの対応も十分に考慮していただきたいと思えます。そして障害者の皆さんの大きな負担にならないことをお願いいたしまして意見とします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第10号美祢市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第11号美祢市農業近代化資金助成条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第12号美祢市農林業施設災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第13号美祢市営土地改良事業の分担金賦課徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第13号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第14号美祢市非補助土地改良事業の利子補給に関する特別措置条例及び美祢市県営ほ場整備事業分担金の利子補給に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第15号美祢市営住宅条例及び美祢市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第16号美祢市病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第2号平成20年度美祢市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） この補正予算に関連ですが、国の税源移譲の説明でも、この住民税が変わりますという中で、この中にありますが、税源移譲によって住民税がふえても所得税が減るため納税者の負担は変わりませんと書いてありますが、これはうそだった、ごまかしだったということがはっきりしました。

この増税になった分、市民の生活に大きな負担となりました。そのため市独自でできる介護保険料や国保税を安くすることなど、市民生活を守る施策が必要になると考えます。21年度予算にはこの点を十分考慮していただきたいと意見を述べます。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。安富議員。

22番（安富法明君） 議案第2号なんですが、商工費にいわゆる道の駅の補正予算が出まして議論されました。で委員長の報告の中にもありましたように適切な質疑がされておるといふふうには思うんですが、基本的に道の駅の使命っていいですか、市長も言われますように一次産業と三次産業等の接点となる非常に大切な施設だといふふうには思っておりますが、現状大変経営状況が厳しいとこういう状況にございます。で、今回の補正は1,896万けどですが、現状では既に原油っていいですか、油の価格は下がってきております。執行に当たっては十分な配慮をしていただきたいということが一つ。

もう一つは、これにかかわって改善計画案なるものが一応私どもにも示されました。で、このことについて非常に疑問を感じております。ていうのは、支出、経営

ですから収入と支出についてあるわけですが、改善案については支出面、支出面について、経費の節減についてのみ改善が努力が示されております。で、市長言われるように、これが地域の大きな、何ていいますか、観光と一次産業を結びつける大きな役目を果たすのであれば、本来の目的は収入っていいですか入るほう、要するに地域の農林業者との間での取り引きを大きくして行って、収入を図った上で両方の面で改善が図れることが望ましい。当然そういうふう思うわけですが、漏れ伺うところによれば、既に改善計画について示されておるようにもお聞きしております。その中には収入面で努力をするということもあるようにも聞いておりますので、指定管理者という一つの契約の期間がありますので、その期間に十分に経営努力をしていただきたい。

申し上げますのは、これがいわゆる指定管理者とはいっても非常に直営に近い状況にあるという現実がございます。そういうことを踏まえて一段の努力をしていただきたいということと、さらに民間活力といいますが、そういうことを踏まえてということであれば、本来の公募といいますが、一般の企業っていいですか、そういうふうなところにも機会を与えて、新しい新市の発展に寄与できる組織、あるいは経営っていうものに目を向けられる必要もあるんじゃないかということを申し上げ意見として申し上げて終わりたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

24番（竹岡昌治君） 今の補正予算で安富議員の関連の質問になります。

たしか去る17日に検討委員会が開かれたというふうにお聞きをしております。そして今安富議員がおっしゃったように、前回議会に示されたのは主に支出、それから手数料の問題と人件費をどう削減するかとかそういう経費面のほうが多かったわけですが、今回17日にやられたという話はあるんですね。で、どういったらいいですか、議会の中でいろいろ最初の改善案について意見なり議論交わしたにもかかわらず議長さんそこには届いておるんでしょうか。もし届いておる内容がですよ、検討された内容が届いておるならば、どうも最初我々に示されたんでいろいろ意見を申し上げました。その大変その中では失礼なことも申し上げただろうと思うんですね。先ほども議運の委員長報告の中で議長やその副議長さん、それから市長さんにもお答えを特別にさせていただいたり、ちょっと私まだ不慣れでござ

ざいまして、いろんなことを申し上げて大変御迷惑かけましたが、この提案につきましても、改善案につきましてもいろいろ意見申し上げましたら、何でも議会がやかましかったからとかというような話も仄聞しております。今度から二度と言うまいぞと思って、思っておりますけど、性格が性格ですからまた口にするだろうと思うんですね。

そこで、せっかく17日にやられたならば、なぜ我々には示していただけなかったんだらうかなあと。いわゆるまた要らんことを言うからもう出すまいとおっしゃるならそれで結構でございますが、その辺はちょっと、意見というよりも出していたきたいという御要望のほうが強いわけですけど、でせっかくやられた内容については一生懸命やっていただいて、ぜひ従業員の皆さんにボーナスが支給できるような、そうした経営に持ち込んでいただきたいなあというふうに思っております。

一応ちょっと、ややこらしいことを申し上げましたが、お答えができればしていただきたいし、できなければ結構でございます。

議長（秋山哲朗君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 竹岡議員、とても不慣れなとは思えません。ええ、ベテラン議員でいらっしゃいます。

今おっしゃいましたように、この12月議会の本会議なり委員会なりで非常に厳しい御意見をおふくの道の駅の運営について賜りました。先ほど安富議員もおっしゃいましたけれども、前回お示しをした改善案というのは非常に守りといいますか、例えば物産売るところの手数料を上げることによって利を上げようとか、数字的なものにとどまっておったということで、実際申し上げますように、これは商売ですから収入を上げるためにお金を使うということも必要ですし、それに知恵を使う必要も必要です。ですから、先ほど農業とのコラボレーションのこともおっしゃいましたけれども、ありがたいことに隣にJA山口美祢がいらっしゃいます。そして、今おふくの道の駅の後ろに民間の事業者ですがブルーベリー農園をつくっておられる最中です。

皆さんよく御存じでしょうが、どこのこの町に行かれてもお客さんが一番集まっておるのは、ある一定の商行為を目的にして小さな店舗、中核店舗がある程度にはありますけれども、そういうところのほうがお客さんが集まっていますよね。で、このおふくの道の駅についても非常に条件が、ですから整ってきておると私は思っ

ております。今のブルーベリー農園、それからおふくの道の駅、そしてJA山口さんですね。この農ですね。我々が誇る得るべき農産物をそれぞれが扱うということ。そのコラボレーションですね。それをもってこのおふくの道の駅のこの発信力が高まる、また魅力も高まるというふうに私は思っております。

おとついで この17日に、先ほど御質問がありましたように、議会での厳しい御質問を受けましておふくの道の駅の駅長、それからマネージャーに来てもらいまして、経営検討委員会を開きました。その中で示してもらったのが、結局数字を並べるだけじゃあない。だから守りのことじゃあなしに、例えば物産のこの人を流すための陳列の仕方とか、それからJA山口美祢、そして今申し上げたブルーベリー農園と。その辺とのどういうふうな形で一緒にやればお客さんに来ていただくことができるかどうかですね。いろんなことを具体的に話をさしていただいて、そのたたき台というのは道の駅の駅長がつくったものです。で、まだその駅長がつくられたものについては言葉を羅列しただけですんで、それをもって経営検討委員会をやったということです。

そして、一応その大筋については経営検討委員会です承して、なおかつそれに肉づけをしてまいりました。で、これをもって今度は株主総会なり、やる必要がございます。それでこういうふうな方針でやるというのは、今度はきちっとしたものをつくり上げて、そしてそれをお示しして、了承を得た段階で今度は議会のほうに御報告をするという手はずになりますので、今回ここでお示しをしなかったのは議会軽視ということでも何でもないんですんで、中途半端なものを皆さんにお示しをすることはかえって失礼ということがありますので、こういうことで御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（秋山哲朗君） よろしいですか。そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決され

ました。

日程第12、議案第3号平成20年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） この3号議案ですが、日本共産党は、高齢者の医療差別を行う後期高齢者医療制度そのものに反対していますので、従って、この補正予算には賛成できません。ということ意見をいたします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第4号平成20年度美祢市観光事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第5号平成20年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第6号平成20年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。三好議員。

6番（三好睦子君） これが今後3年間の保険料の減額に反映されるということなので、この議案には賛成いたします。

そして、介護保険料の支払いの件ですが、いつも年金から引かれていた保険料が7月に窓口支払いの請求書が来て驚いたと。年金からも取られている、どうしたことが怒っておられる方や、年金から落ちてるのにと、意味がわからない、なぜこんなのが来たのかと、意味のわからないまま放っていたら督促状が来たという方もおられました。これは介護保険料がまだ決まらず、4月、5月、6月の分が暫定の保険料として請求され、その差額を窓口支払いで請求したものだと思われませんが、これについて7月から3月までの9カ月に振り分けて説明分をつけて保険料にプラスをされていたらこんなことにはならなかったと思います。年金で引き落としをしておきながら、差額については窓口支払いということはパニックになるもとです。今後ともこれと同じパターンが生じることも考えられますが、残ったときに割り振っていただきますようこのことを要望して意見といたします。

議長（秋山哲朗君） そのほか御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（秋山哲朗君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第7号平成20年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算（第

1号)を議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号美祢市土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第19号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 御意見なしと認め、討論を終わります。

これより議案第19号を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(秋山哲朗君) 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第157条の規定により、お手元に配付いたしたとおり議員を派遣したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議員の派遣をすることに決しました。

さらにお諮りいたします。只今決定いたしました議員派遣につきましては、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただきたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、その後の事情により変更が生じた場合は、変更の決定について議長に委任いただくことに決しました。

ここで有道議員より発言の申し出がございますので、発言の許可をいたします。

3番（有道典広君） 発言の許可、ありがとうございました。

これは私が申し上げるのではなくてちょっと頼まれたんですけど、9月の議会の後に、山口県障害児の教育を進める会というのが署名運動されてまして。その署名運動を議員の皆様と執行部並びに多くの職員の皆様の御賛同をいただいて大変喜んでおりますと感謝しても足りないくらいのお礼を申し上げたいと。名前は伏せておいてくれということでしたので、名前はあえて申しません。

引き続き、美祢市にぜひとも特別支援学校を新設してくださいとのお願いも含めて、今後の御支援を承りたいというのが最後にありまして 最後じゃない。それがありまして、それの上に加えて、市議会と美祢市のますますの発展を願っておりますということを述べていただきたいと思いますということで報告させていただきます。ありがとうございました。

議長（秋山哲朗君） 以上をもちまして、本定例会に付議されました事件はすべて終了いたしました。

村田市長さん。ごあいさつがございましたらお願いをいたします。市長。

市長（村田弘司君） 平成20年12月定例市議会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

今期定例会に提案をいたしました平成20年度一般会計ほか各特別会計補正予算、

さらには重要な諸議案について、慎重に御審議をいただき、原案のとおり御議決を賜り、誠にありがとうございました。厚くお礼申し上げます。さて本年3月に美祿地域一市二町が合併をいたしまして、4月に実施をされました市長選挙におきまして、私は市民の皆様からの御信任を賜り、市政のかじ取り役として市政運営を携わることになりました。合併によりスタートしたばかりの新美祿市には幾多の課題が山積しておりますが、私は新市の一体感の醸成を常に頭に置き、市民の皆様が本当に美祿市に住んでよかったと認めていただけるまちづくりを目指しまして、全力を挙げて取り組んでいるところであります。

こうした中、我が国の経済は世界的な景気後退を受けまして、企業収益の減少や雇用の悪化等、その厳しさが日に日に増してきておるところでございます。景気の下降局面が長期化、深刻化することが本当に懸念されておるところでございます。こうした経済情勢は地方財政へも極めて深刻な影響を及ぼしますことから、今後とも徹底をした行財政改革を強力に推進し、簡素で効率的な行財政運営に取り組むこととし、財政の健全性を確保しつつ、行政サービスのさらなる質の向上に向けまして、全力を傾注してまいりる覚悟でございます。

本年も余すところあとわずかとなりましたが、議員の皆様方には今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

終わりになりましたが、これからますます寒さも厳しさを増してまいります、議員の皆様方におかれましてはお体を大切にされまして、御健勝で御多幸な新年を迎えられますよう心より祈念を申し上げまして私よりの御礼のごあいさつといたします。本当に1年ありがとうございました。

〔議長 秋山哲朗君 登壇〕

議長（秋山哲朗君） 12月定例市議会の閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本年もいよいよ押し迫ってまいりましたが、特に緊急の案件がない限り、本日ももちまして納めの議会となります。この1年間議員の皆様方並びに執行部の皆様方には温かい御支援と御協力を賜りまして衷心より厚くお礼を申し上げます。

さて、本年を振り返ってみますと3月21日に旧美祿市、美東町、秋芳町の一市二町の合併が整い、新生美祿市が誕生をいたしました。また、4月27日には合併後初の市議会議員選挙があり、26人の議員が選出をされました。

現在新市におきまして美祢市総合計画の策定について協議がなされていることに伴い、市議会といたしましても産業振興対策特別委員会、観光振興対策特別委員会、交通・情報ネットワーク化推進特別委員会及び病院事業調査特別委員会の四つの特別委員会を設置し、旧市・町の均衡ある発展を目指し、市民と行政が協働して魅力あるまちづくりを進めるため活発な議論を行っています。

地方では地域経済の低迷、少子高齢化等さまざまな問題を抱えている中、市民の皆様様の声を市政に反映していくことを第一の基本とし、開かれた市議会を目指し、さらなる努力と研さんを重ね、執行部とともに市政の進展に邁進していく所存でありますので、新しい年におきましてもどうかよろしくお願い申し上げます。

終わりに望みまして、寒さに向かいます折から、皆様方にはどうぞ御自愛くださいまして、お健やかに輝かしい新年をお迎えになりますようにお祈り申し上げまして、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

これにて平成20年第3回美祢市議会定例会を閉会いたします。大変お疲れでございました。ありがとうございました。

午後4時14分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成20年12月19日

美祿市議会議長 秋山哲朗

会議録署名議員 高代泰史

" 三野睦子